

平成25年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 平成25年12月10日(火)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。11番 近藤美喜雄君 1番 村井剛君を指名いたします。
次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から12月定例会の日程、運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告を申し上げます。
去る12月3日午前10時から第1委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の定例会の議案は、条例改正3議案、補正予算関係7議案、その他人事案件など合わせて13議案であります。
また請願・陳情は、請願1件、陳情6件で、一般質問者は7名となっております。
従いまして今定例会の日程は、皆さんに配付しております資料のとおり、初日が町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明、請願・陳情について等を行い、その後各委員会を行っていただきます。
なお町長の行政報告、議案の提案理由の説明などで一般質問の内容と重複することもありますので、2日目を休会といたしております。3日目に一般質問を行い、終わり次第各常任委員会を行っていただきます。最終日は本会議を午後3時から開催いたします。
以上のとおり今定例会の会期は、皆さんに配付した資料のとおり、本日から12月13日までの4日間で行うことに決定いたしました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長 三戸留吉 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、2日目の12月11日を休会とし本日から13日までの4日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。質問のある方は挙手をしてください。

4番 石井清人 行政報告ありがとうございました。9月16日に台風被害がありまして、崖崩れ、避難勧告して避難した方もおる。このことについては全員協議会を開いて説明しておりますけれども、全員協議会は記録に残らないし、行政報告はしっかり町民の方にお知らせすることもできるので、この機会に少しでも触れた方が良かったのではないかと考えてます。これが私の意見です。

議長 三戸留吉 これに対して別に答弁はいらぬですか？

4番 石井清人 はい。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

7番 伊藤秋雄 今の行政報告の中で、町のイメージキャラクターに「ニャンパチ」が決まったようですが、私はこのことについて期待をしているところであります。町の発展の為、また色

々な所で活躍してもらえれば、町の PR になるのではないかと思うわけです。全国的には熊本の「くまモン」「ひこにゃん」など全国的に出ており、空港など色々なところでストラップなどあります。売上げもよいようですが、「ニャンパチ」で全国に八郎潟町をお披露目しながら PR してもらえればありがたいものだと思いますが、今後の活動はどうしていくのか、その点当局の答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 大変嬉しいご意見をいただきました。デビューは駅前のイルミネーションの時に、辞令交付しましてやったわけですが、その前のチャリティーコンサートの時もお披露しまして、大変好評でありました。今後も色々な活動、例えば来年デスティネーションキャンペーンで行う県の事業、国際フォーラムにも、願人の皆さんと一緒にいく計画がございます。今後も色々な場面で活動していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

7 番 伊藤秋雄 それで、この中に入る人もかなり頑張ってもらわなければ PR にならないと思ひます。というのは「くまモン」や「ひこにゃん」は、すごくおどけたりして人気をとっているようです。今回全国大会もありました。ですのでやりようによっては非常に町の PR になると思ひます。そういう所を当局もただ作っただけでなく、色々な面で活躍するようにしてもらえればありがたいなと感じておりますので、よろしくお願ひします。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

9 番 菊地文人 3 ページに、消防の広域化の協議凍結ということでご報告ありましたが、これは凍結ということですので全く継続審議はないのかということと、下の方にですけども各消防本部が協力体制を維持するとなっておりますが、以前一般質問で隣町との協力のことをお話ししておりますけども、これはそうすれば体制を維持するということは、隣町さんとの協定書とかどういう風になってますか。

町民課長 小野良幸 協力体制につきましては、湖東消防と周辺の消防署との協定書がかなり前に結ばれております。

町長 畠山菊夫 凍結ということで、これからまた人口の減少あるいは体制が変わってきますので、その時また協議しましょうということで、廃止ではなく凍結ということにしております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第 4、議案第 51 号から、日程第 13、議案第 60 号までの 10 議案について、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
議事日程については、配付している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 提出議案の概要と提案理由についてご説明申し上げます。始めに
議案第 51 号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について
地方税法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、延滞金の割合の特例を改めるもの
あります。

議案第 52 号 八郎潟町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
この提案理由についても、議案第 51 号と同様により改正するものであります。

議案第 53 号 八郎潟町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
町民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図るため、空き家等の適正な管理に関し町及び所有者等の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態にある空き家等に対する措置について定める必要があることから提案するものであります。

議案第54号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について

1 ページ、歳入歳出にそれぞれ2億1,345万5千円を追加し、予算総額を27億6,379万6千円としております。

歳入の主なものは、11 ページ、国庫支出金・民生費国庫負担金の児童手当負担金に、321万6千円を追加しております。これは、延べ児童数で2カ月分の不足が生じるため、追加するものです。

民生費国庫補助金の子育て支援交付金134万6千円の減額は、町が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」と保育園へ委託している「地域子育て支援センター事業」の財源で、国庫補助金から、県補助金への財源振替であります。なお、振替により子ども・子育て支援事業補助金として、県補助金に追加しております。

農林水産業費国庫補助金・林道施設災害復旧事業費補助金150万4千円の追加は、9月16日の台風18号被害による林道天池線復旧工事に対する補助金です。

13 ページ、県支出金・衛生費県補助金の風しん予防接種緊急支援事業補助金には、県からの内示により、25万7千円を追加しております。

農林水産業費県補助金の局所防災事業費補助金160万円の追加は、台風18号被害による真坂字石塚地区の土砂崩落箇所の撤去費用等に対する補助金です。

繰入金の後期高齢者医療特別会計繰入金132万4千円の追加は、平成24年度分の実績に伴う精算分であります。

15 ページ、前年度繰越金に3,282万2千円を追加し、町債の県振興資金貸付金には、駅前用地購入費、物件移転補償費の財源として1億7,110万円を追加しております。

歳出の主なものは、17 ページ、総務費・総務管理費の企画費に、駅前多目的交流施設建設事業に伴う経費として、多目的交流施設実施設計業務委託料に2,000万円を、用地購入費に8,714万9千円を、物件移転補償費に8,396万9千円をそれぞれ追加しております。

19 ページ、戸籍住民基本台帳費の住基ネット機器更新委託料399万7千円の追加は、機器が更新時期を迎えていることと、来年6月以降全国一斉に実施される住基ネットのセキュリティ強化に対応するためです。

21 ページ、民生費の児童措置費・児童手当504万円の追加は、歳入でもご説明いたしましたが、延べ児童数で2カ月分の不足が生じるため追加するものであります。

23 ページ、農林水産業費・農業振興費の「伸ばせ秋田の美人ねぎ、産地強化事業費補助金」11万5千円の追加は、秋田県の出荷量日本一を目指している「えだまめ」に続き、「ねぎ産地強化」に今年度から取り組んでおります。このたび、本町認定農業者1名から、「ねぎの周年出荷に本格的に取組みたい」との要望があり、春先の作業に必要な機械購入費用を追加するもので、全額県補助金となります。

25 ページ、林業振興費の局所防災事業工事費として230万円を追加しております。これは、歳入でもご説明しましたが、台風18号による真坂字石塚地区の土砂崩落箇所の土砂の撤去及び崩落防止工事費です。

27 ページ、土木費・社会資本整備総合交付金事業の補正は、町道浦大町下町線改良に伴う用地測量及び用地調査の業務進捗により、事業の前倒し等をするもので、道路敷購入費として12万円を、物件移転補償費として210万円を、合わせて222万円を追加しております。なお、例年事業費配分の調整を3月補正で行っておりますが、町道整備工事費から同額を減額し財源としております。

31 ページ、災害復旧費・林地災害復旧費の林道天池線災害復旧工事費260万円の追加は、歳入でも、ご説明しました、台風18号による災害復旧工事費です。

予備費239万円の追加は、台風18号の災害対応に予備費を充用したため、残額が約61万円となっております。今後、不測の事態が起こった際、緊急的な支出も考えられることから、追加するものです。

以上が、一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

議案第55号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

35 ページ、歳入歳出にそれぞれ121万1千円を追加し、歳入歳出の総額を7億6,339万円としております。

歳出では、41 ページ、保険給付費の一般被保険者療養費が高んでおり、今後、不足が見込まれることから、121万1千円を追加しております。なお、財源として前年度繰越金を充てております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第56号 平成25年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
43ページ、歳入歳出にそれぞれ322万4千円を追加し、予算総額を6,659万4千円としております。

歳入では、47ページ、後期高齢者医療保険料として総額で164万5千円を、保険基盤安定繰入金には25万5千円を、また前年度繰越金には132万4千円をそれぞれ追加しております。

歳出では、49ページ、後期高齢者医療広域連合納付金に、広域連合への給付金確定と、今後の年齢到達による資格取得者分の保険料を見込み、190万円を追加しております。

また、一般会計繰出金には、昨年度の実績に伴う精算分として、132万4千円を追加しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第57号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
51ページ、歳入歳出にそれぞれ46万3千円を追加し、予算総額を2億9,444万9千円としております。

歳出の主なものは、55ページ、下水道維持管理費の光熱水費に、電気料の値上げや大雨の影響等により、マンホールポンプの電気料不足が見込まれることから44万4千円を追加しております。なお、財源として前年度繰越金を充てております。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第58号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
57ページ、歳入歳出にそれぞれ122万3千円を追加し、予算総額を4,220万4千円としております。

歳出では、61ページ、農業集落排水処理施設管理費の光熱水費に36万8千円を、手数料に85万5千円をそれぞれ追加しております。これは、現在、処理場2箇所の水槽閉塞工事を行っておりますが、水槽内の汚水・汚泥引き抜きや水槽洗浄作業で生じる電気料、水道料、汲み取り手数料の予算不足が見込まれるための追加であります。

なお、財源として前年度繰越金を充てております。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第59号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
63ページ、歳入歳出にそれぞれ36万円を追加し、予算総額を7億3,394万5千円としております。

歳入の主なものは、67ページ、国庫支出金の介護給付費負担金に7万2千円を、支払基金交付金の介護給付費交付金に10万4千円を、県支出金の介護給付費負担金に4万5千円を、69ページ、前年度繰越金に6万9千円をそれぞれ追加しております。

歳出には、介護予防住宅改修費が不足する見込みであり、36万円を追加しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第60号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について
71ページ、収益的支出では2万5千円を追加し、総額を1億3,400万2千円としております。

このたびの補正は、人件費によるものであり、76ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、上水道特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第4、議案第51号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第51号についての質疑を終わります。
次に、日程第5、議案第52号 八郎潟町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第52号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、議案第53号 八郎潟町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 加藤千代美 この間の全員協議会でも質問しましたがけれども、全員協議会で示されてた骨子の条文を見ますと、ほとんどできる規定なんです。敢えて八郎潟町の空き家適正条例を設置しなくても条文規定であるので、これは不要でないかと思えます。
それとこのような条例は、後日に事件が起きたとき問題化してくると思いますので、これは敢えて設置しなくてもいいのではないかと、ということが第1点です。
一番大きな所は代執行関係なんですけど、抜粋の中では代執行ができるということを規定しておりますので、以上の観点からこれは不要じゃないかと思えますのでお願いします。

町民課長 小野良幸 只今の質問でございますけども、第一点のほとんどができる規定の条例内容になっている、とのご指摘でございますけれども、本条例の目的が最初に書いてますけども、町内にある管理不全な状態にある空き家に対する措置その他の必要な事項を定めて、町民の安全で安心な生活の確保と生活環境の保全に寄与することとなっております。その手段を色々説明しているところでございます。

確かにご指摘のように国の法律で対処できるものはございます。ただし本町の中にありまして、そのような管理不全な空き家に対して、国の法律をその都道府県に照らし合わせて対処するとなると、危険のある空き家の対処に時間がかかることもありますし、またその法令の対象外になるということも十分考えられます。

この条例につきましては国の法律も含まれますけども、町としてそういった不適切な管理になっているものを、他の町民の方に迷惑がかからないように、総合的に迅速に対処できるようにしたものでございます。できる規定なんですけども、個人の財産・法人の財産に対して行うものでございますので、行政ができる規定というものは、なかなか難しいものがあります。それで調査をして本当に危険なものに対して、できる規定を当てはめて行うということを狙いとしております。

次の事件が起きることが想定されるというご指摘なんですけども、これにつきましては手順を踏んで参ります。町が始めに助言指導を行います。その段階で所有者の皆さまにご理解をいただきながら、自ら自分の所有物である空き家等に対して適正な管理をお願いして行く、更に助言・指導が叶わないときは、もう少しその上の対処として勧告をして参ります。勧告でもやっていただけない場合には、命令代執行といった他の町民が被害にあわないような対策を講じて参りたいと思っております。

代執行でございますが、国の代執行法という法律がございます。特にこの規定をもたなくてもできることはできます。けれども町が助言・指導から始めた指導について耐久的な行政の指導の在り方を構築するために、この条例の中に皆さんがわりやすいように入れております。

5番 加藤千代美 ちょっといま解釈の違いがあるようなんですけども、この前示された法律は民法、消防法、建築基準法、道路法、廃棄物処理法、災害対策基本法、災害救助法、行政代執行法と、この条文書かれているわけです。これで十分適応できるかどうか法律の内容見たわけです。そうすると敢えて町で条例を制定しなくとも、この条文の中にすべて適応規定になってるわけです。ですから町で条例作らなくとも、この法律に基づけば指導・助言もしくは従わないときには、代執行できるのではないかと。そういう観点で私、質問しております。

町民課長 小野良幸 全員協議会の資料に、ご指摘の国の法律について記しております。例えばですけれども、建築基準法で対処するとなると、町では対処することができません。これは特定行政庁といいまして、建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令等の事務権限を有する行政機関のことを言いますが、本町の場合は特定行政庁になれず、この場合は秋田県がやることとなります。ですので、この建築基準法は使うことができません。もし助言・指導等やるとなると、秋田県が行うこととなります。そうなりますと、本町から個々の事情を県に説明して、県が色々協議をして、という風に解決にはかなりの時間がかかるものと思えます。

また廃棄物処理法、これにつきましても一般廃棄物の除去・防止に必要な措置の命令と説明してございますけども、過去の全国の事例を探しました所、法の適用が極めて限

定的でございます。これも町民から見た環境的な問題に対処するとなると、やはりこの廃棄物処理法では、なかなか法的な制限がかかってくる。

あとは災害対策基本法でございますが、これにつきましても災害が発生し、または正に発生しようとしている場合において、応急措置として行われるものに限定しているというように説明してございます。

今回の条例につきましては、例えば雪が多く降って倒壊の恐れがあるといった場合には、その応急措置のみならず、それ以上の対策が必要な場合も考えられます。ということでこれら既存の法律では十分な対応ができないものと思われまして、町に条例を定めまして町民の安全・安心を確保するためには、やはり町に条例が必要との考えにたって設定しております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

11番 近藤美喜雄 この条例は、現状をどうにかして生活環境あるいはまた安全・安心をどうにかしたい、ということで出てきた条例だと思います。県内でもそういう事例がかなりあります。加藤議員とどぶる所もありますが、私の所属する委員会で検討はされますけれども、ポイントだけ質問させていただきたいと思えます。

一つは第9条のところなんですけれども、(1)で括弧書きのところ、私の解釈では不要ではないかと思えます。なぜかといいますと、第2条のところに定義がございまして、空き家等というのは何だかということが書いてあります。その空き家等というのは敷地も入ってるし建物も入るよ、ということが書かれている定義があるわけです。それで9条のところでは建物及びその直下の敷地を除く、と書いてあります。これは私はいらないと思えますけれども、この点を。

それから9条の中で第1項ですけども、「その職員」とありますけども、これちょっとわからないなと思って、これもいらないでしょう。職員ならただ職員と、そういう感じがします。この点をお願いします。

それからですね、13条のところに解体の助成の関係が出てきます。いわゆる指導・助言あるいは勧告等に従って、解体その他の処理をする場合に対策を講じる場合には、相当の助成をしますよと書いてあるわけですけども、この間の説明では26年度予算に計上するかもしれないと説明あったんですけども、予算の関係がありまして交付要項などは議会に承認を得る必要もないんですけども、ただ予算が絡む関係で、例えば過去の議会においても参考までに規則や要項を出してきてる経緯があります。そうでないと予算がわからないということがあったので、交付要項がもしあれば予算の内容がわかるので、この点を。

それから14条の2項のところに、「当該危険回避措置に要した費用は徴収するものとする」とあります。ところが16条の代執行、これは危険回避措置よりもかなりまとまった額になるわけですけども、このところには「費用を徴収する」というところがない、明記されていません。14条も細かいところはお金を後でもらいますよ、と書いてあるんですけども、代執行の中には費用を徴収することができる、という法律なっていて、必ずやれということになっていないわけで、これは町村で条例を定めるからには、徴収するならば、第2項なりに必要になってくると思えます。

あともう一つだけ、これは全く条例の中にありませんが、重大な決断をしなければならぬ場合に、例えば住民代表なり、設計屋なり、消防関係なり、警察なり、土地家屋調査士なり、という風な最低限度の委員会で全町の概要・状況や、このあと執行していくための協議機関があってもいいのではないかと考えておりますので、できる範囲で答弁願います。

町民課長 小野良幸 只今のご質問にお答えいたします。第9条の立入調査等の中で括弧書き、「建物等及びその直下の敷地を除く」の部分が不要ではないかというご質問ですけども、ここで敢えて括弧書きを入れたことには理由がございまして。立入調査ですが、建物の中には無断で入ることができません。これは警察の立会の元でも、捜査でなければ入ることができないことになってます。それで調査段階では「建物の直下の敷地」ということは、建物の中ということですので、敢えてそこで条件を示しております。

それから同じく第9条の「その職員に」ということですけども、この職員というのは「立入調査をすることができる職員」を示しております。もし不要ということであれば委員会の中で検討したいと思えます。これは町長が立入調査の職員を指名するという風に持っていきたいと思えます。

それから13条の助成ですけども、交付要項を作成してその要項に基づき予算を提

出するわけですが、条件とかございますのでご指摘のとおり予算計上の際には要項をお示ししたいと思っております。

それから14条の危険回避措置には費用徴収があって、16条の代執行には費用のことが書かれていないとの指摘ですけれども、14条の危険回避措置の費用徴収というのは、民法からきている事務管理規定に基づくものでございます。民法の場合その条文を探ることが非常に困難ですので、ここに敢えて示したわけでございます。代執行の場合は、代執行法のほうに費用徴収をすることができる、という風に代執行法2条に書いておまして、これはそのものずばりで書いておりますので特にここに設けませんでした。整合性をとるために第16条の費用についても定めることは検討したいと思っております。

それからこの条例の手続きを進める上で、ご指摘のように委員会や検討会などを定めたらどうかということですが、実は今回国のほうの特別法案出されなかったわけですけども、その中にはそういったものがございます。今回の条例につきましては、今年度特に危険なものについて対処したいと以前の全員協議会で話しておりますけども、今年度は特に誰が見ても危険なものについて対処する、ゆくゆくは自民党の特別法案の内容を加味いたしまして、そういった委員会の設置それから建物の危険度、危険といっても基準が示してございませぬけれども、建築基準法による建物の危険度を調査する調査票がございませぬけれども、そういったものについても検討して参りたいと思っております。

11番 近藤美喜雄 委員会でまた検討させてもらいたいと思っておりますけども、ただ解釈があまり違っているとちょっとまずいので、16条の行政代執行の場合「費用徴収することができる」というのは、できると書いてあるから条例に書かなくともいい、という解釈は違うと思うので、この点ははっきりしておかないといけないと思っております。以上です。

議長 三戸留吉 5番も11番も同じ委員会ですので、委員会で議論してください。他にございませぬか。

7番 伊藤秋雄 私は委員会が違いますのでちょっとお話ししますが、この条例は必要だと思います。全国的にかなりこの条例が普及しており、全県でも16市町村、また新たに4町村が設定する考えですので、私もこの件に関して前に一般質問したことがあります。やはり必要だと感じております。

ただ、この条例の中で11番さんから指摘されたことは私も感じておりました。これについては言いませんが、第2条のウの所に「財産」ということがあります。これは削除していいと感じております。

それから情報提供の所に「何人」と、これは「町民」に直した方がいいのではないかと感じておりますので、委員会の中でそれを揉んでもらえればありがたいと思っております。答えはいいませぬ。

議長 三戸留吉 他にございませぬか。
質疑なしと認めます。議案第53号に対する質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第54号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 石井清人 この度の補正で、林道災害復旧費と崖崩れの局所災害の工事費が入ってますけども、災害復旧は緊急性・迅速性が求められます。私も協議会のあと新聞を見ていたら、早い所では10月10日に井川町が臨時議会を開きました。それから三種町、上小阿仁村、八峰町なども臨時議会開いて予算措置して対応してるんですけども、国の査定とかあるんですけども、臨時議会まで持ち越してしまったという事情を教えてください。確か全員協議会の時は、臨時議会開いてとあった気がするんですけども、この時期になってしまったという事情をお知らせください。

ただ懸念するのは、冬工事です。雪が降れば山間部は雪解け遅いし、崖崩れであれば不安で眠れないのではないかと思います。その辺事情をお願いします。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えいたします。他町村の場合、7月災害の工事関係の補正だと思われれます。本町の局所防災と林道の関係ですけども、県議会12月定例会にかかって審議されております。その関係で県と協議した結果、臨時でもよいし八郎潟町の12月定例会で確定してもよいということでありましたので、今回の12月定例会に予算を計上させていただきました。

4番 石井清人 今の説明わかりましたけれども、私新聞で見た中では井川町、三種町、上小阿仁、八峰町も、台風18号の農林被害・河川被害の予算を計上したと書いてあったものだから、今のとちょっと違うんだけど、いずれそういう新聞報道私見たのですが、まず説明わかりました。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

5番 加藤千代美 駅前開発についてお伺いしたいと思います。

この八郎潟マスタープランというのが9月に渡されたわけですが、この構想の中の49ページ、コンパクトな暮らしやすい町づくりをするという項目の中で、公共広域地区ということを書いて保健センター、役場、学校、そういうところに公の施設をまとめていくというようなことが書いてあります。

今回私どもに示されたのは、私は駅前開発は賛成なんですけど、こういう構想から考えて、なぜ敢えて子育てとか図書館とかそういうものを別の場所に設けたのか、ということとを理論として整理してお話しさせていただきたいと思います。

もう一つは、基本的なことではありますが、この駅前開発の日程の中で外部のプロジェクトチームから意見が出されたものを、我々は何も見えてないわけですよ。そういう中で全員協議会を開いて我々が意見を言うということは、ほとんど資料がない状態で話しているものですから、そういう資料提供をやはりきちんと出してもらいたい、これが第2点です。

もう一つですが、今回の農協の施設を買収するにあたって農協の方から資料提供求めてそれを確認しました。そしたら我々の方が買うというのではなくて、農協が売りたいという意見であったようです。この売ってくれるというのに対してなぜ高額な予算を出さなければいけないのか。私の見たところでは、この農協の倉庫の施設というのは9千5百万だと思っんですよ。いま私たちにあなた方示しているのは1億8百万です。この差があります。もう一つ疑問に思ったのは、9月の定例議会の総務委員会の中で総務課長は議事録を見ますとこういう答弁をしてるんですね。「町の条件として更地にして売ってほしい」という答弁をしております。「調査委託料については、個人所有を対象としております。個人所有については、森川さんと大潟村の小林さん、JAについては算定しておりません。」という答弁をしております。ということは買収するにあたって、一部のものは役場で調査をして買収費を出す、一部のものについてはそのものに任せる、これおかしいと思っんですよ。この行政が苦しい中で財政を抑えていかなきゃいけない中で、なぜこのような状態になったのか、その辺をまず最初にお伺いしたいと思います。

総務課長 渡部博英 加藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まずなぜ駅前に今の施設を建てるのかということでもありますけれども、JR八郎潟駅は町の中心部にありまして、また商店街も近くにあります。またバスやタクシーといった公共交通機関が集中しておりますので、車を運転できない高齢者や電車通勤通学の学生や社会人が利用しております。駅の利用者数は本町の町民の他に、五城目町、大潟村、上小阿仁の方も利用しております。また五城目町には五城目高校がありますから、その高校生も通学に利用していることであります。その玄関口を整備することによりまして、駅前を賑わいの拠点として位置付けたいということで駅前に公共施設を建設することにいたしました。

それから、町民から提案されました案につきまして、町民34名で構成します素案作成検討会を設置いたしまして、町民の意見を聞いてございます。提言書を出してもらいまして、それを基に素案を作成しているところでございます。

加藤議員さんが言われますように、資料提供がなかったことにつきましては、本当に申し訳なく思っております。

それから農協の件でございますけれども、当初JA湖東さんでは代替の倉庫を建てないということで話がございました。それがJAさんの理事会の中で、やはり本町に倉庫が必要だということで、今回補償費をみることにいたしました。4千7百万という数字が高いということでございますけれども、これにつきましてはJAさんが独自で東北設計センターの方に依頼して見積もりをいただいております。その中身についても検討した結果、4千7百万が妥当だということで今回計上してございます。

なお委員会の中で私が言った件でございますけれども、それにつきましては最初に申し上げましたとおり、当初JAさんの方では新しく倉庫を建てないということで、解体費用のみみるということでございましたのでそのような答弁をさせていただきます。

5番 加藤千代美 最初の町の中心であるということは、これにも書いてあります。しかしコンパクトな行政運営をするために公共広域施設のあるというところに集約するというのも、これに書いてあります。これ我々に示されたの9月です。そうすると方向転換した段階で議員に報告する必要があったと思います。議員と討議する必要があった。そういう過程も得ないで、どんと今駅前開発、駅前開発には私も賛成です。ただ同じような施設があそこにできるというのは、この書かれてるものと矛盾するのではないか、これを私聞いているわけです。

それからもう一つなんですが、いま陳謝いたしましたけれども、町民の意見を聞いて我々に示さなかったことは大きな問題だと思うんですよ。あるいは議員も町民がどういう事を考えているかということ判断しながら町の発展を願っていく、そういう意見を申し述べているわけなんです。その点ではやはり我々がよく町民から言われるのは、「議員が何も知らないんじゃないか」「あなた方知ってますか」という意見の中で具体的なことはわからないもんだから、「わからない」というと、何のためにあなた方議員になったのか、こういう意見が巷ではいっぱいあります。ですから私はこれ言ってるんです。

もう一つはですね、倉庫が必要であるということは農協としては当然だと思いますよ。だけでも我々があの倉庫を買収するときに、この価値はどれくらいあるかということを見込んで買収するわけなんで、なにも4千7百万とか、補償費云々とか言ってないわけです。あの倉庫自体がどれくらいの価値があるかということで判断してるわけです。農協自体ではだいたい9千万くらいですよとってるわけです。私どもの予算をみると1億8百万なわけですよ。ですからそういう点をはっきり我々に説明しないととても納得できる筋はない。

さらに言うならば、駅前の評価というのは、今土地の評価というのは年々下落してきているわけですね。小林さんのところの資産価値というのは、買ってるときには1千万いってませんよ。今1千2百万の値段がついてます。その根拠をはっきりと示してもらわないと、とても納得できるような形にはならないと思います。

森川さんについては色々な付帯設備等ありますから、その付帯設備を算定する場所私わかりませんが、ですからそこは調べませんが、2者については土地が下落、評価額が下落した段階で非常に大枚な金を払っているのではないか、その点についてお伺いしたい。

総務課長 渡部博英 加藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

マスタープランとの整合性ということですが、まずこのプロジェクトチーム、職員から設置したわけですが、その職員の中から駅前に情報交流施設を建設したらどうかという意見がありました。その前に町民にアイデア募集ということで、町の広報あるいはホームページで募集いたしましたけれども、なかったものですから役場の職員によるプロジェクトチームで色々検討した結果、駅前という話が出ました。それを持って町民からなる素案策定検討会で意見を出していただきまして、今こうして事業が進んでいるわけでございます。

そのマスタープランとの整合性ということになれば、距離的には近いわけですが、若干離れた所に建設するという事で整合性はないかも知れませんが、駅前を活性化したいということで理解していただきたいと思います。

それから4千7百万という数字でございますけれども、うちの方ではこの倉庫につきましては、独自で概算の移転料を計算してございます。それでいきますと、この間の全員協議会の中でもお話ししましたけれども、6千3百万くらいになるということでございまして、本来であれば新しい建物を建てるとすれば、再築という建物の補償をすべきところですが、今回は解体費のみということで補償をしております。

それから土地の単価でございますけれども、加藤議員が言われるように土地は年々下落しているわけですが、ここ数年の土地の売買事例そういうものを加味いたしまして、今の単価を設定してございます。

5番 加藤千代美 数字合いませんよ。さっき6千3百万と言ったけれども、4千3百万引くと2千4百万の解体費ですよ。ところが農協の試算の解体費は1千3百万ですよ。数字が合いませんよ。

それからもう一つ、町長にお伺いしますが、プロジェクトチーム作った職員方というのはマスタープランを見ないで協議したのですか。その辺を町長からお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 この計画については、県と協働のプログラム事業でございます。やはり県もどこに建てるかということをお納得してもらわなければ、この事業というのは進んでいかないわけでありまして。そういうことも考えまして、整合性からいけば確かに距離は離れておりますけれども、そこは丸つきり同じような建物ではなくて一つ離れた建物という意味で、駅前を重視しながら進めてきているわけでございます。

5番 加藤千代美 私なぜこのマスタープランと駅前開発の類似施設について聞くかということ、9月の全員協議会の中で、今ある類似施設をどのように活用するかということをお申し上げた。それには必ずランニングコストがかかってくるわけですね。ランニングコストの関係で私は聞いているわけですよ。今駅前に人員配置してランニングコストいくらかかりますかという数字も我々に示されなかったんですが、30日の日に職員が5千万かかります。ランニングコストに5千万かかりますと、こういうお答弁されたはずですよ。役場の課長連中はでてるからそれわかるはずですよ。

今、当初予算で22億5千万くらいの予算の中で、義務的経費がどのくらいあるか、職員の給料数えないで我々が負担していく義務的経費がどのくらいになるかということ、このランニングコストでいくと2億5千万ですよ。その中からさらに義務的経費を引いてくると恐らく17億くらいの予算しかないわけですね。投資的経費が。ほとんど5億くらいの義務的経費が発生するわけですよ。しかも新しい施設に当初の段階で来年度から5千万くらいランニングコストかかると言っている。ランニングコストは益々かかるとおもうんですよ。そうするとこのマスタープランと職員方の意識というのは、ものすごく乖離があるわけですよ。だから私は言っているわけなんです。類似施設があるのに、確かに県と協議しなければこの2億円はもらえません。2億円はもらえないけれども、7億の金を我々は用意しなければいけない。その価値というものはお相当大きいものがあるとおもうわけですよ。ただ県をお納得させる前に我々議会町民をお納得させる必要があったんじゃないかな。今からでもまだ県は決めておりませんから、しっかりと議論して推し進める必要があるんではということでお発言いたしました。

議長 三戸留吉 答弁はよろしいですね。他にございせんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第54号についての質疑を終わります。
次に、日程第8 議案第55号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第55号についての質疑を終わります。
次に、日程第9 議案第56号 平成25年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第56号についての質疑を終わります。
次に、日程第10 議案第57号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第57号についての質疑を終わります。
次に、日程第11 議案第58号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第58号についての質疑を終わります。
次に、日程第12 議案第59号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第59号についての質疑を終わります。
次に、日程第13 議案第60号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第60号についての質疑を終わります。
次に、日程第14 請願・陳情についてを上程します。お手元に配付しております請願・陳情は、7件であります。受理番号16号の請願に対する紹介議員は、北嶋賢子君です。北嶋議員の説明を求めます。

8番 北嶋賢子 議席番号8番 北嶋賢子です。農民運動秋田県連合会 鈴木万喜夫委員長より提出されました請願書、TPP交渉に関する請願についての紹介議員となりましたので、趣旨の説明を申し上げます。請願書におきましては、前もって議員の皆さまの手元に届けられておりますので、お目通しはされていると思います。

政府は、情報公開と農産物重要5項目を守ることを約束していましたが、アメリカからは関税の完全撤廃を要求されています。国が米の生産調整・減反を辞めることとTPPの関連は、減反調整の廃止を前提としたものである。これも多くの農民の声に反したやり方だと思います。今報道されていますTPPに関しては、年内の妥結は無理だろうというニュース報道にもありましたけれども、農民の一人として目も耳も口も塞ぐわけにはいきません。よく見て、よく聞いて、思いっきりこれからも発言をして参りたいと思います。交渉撤退こそが、我が家の農業、町の農業、秋田県の農業、ひいては国益に繋がることと信じております。

意見書(案)を付けさせていただきました。衆議院議長、参議院議長様宛に意見書の送付をお願いしたいと思ひまして、趣旨の説明とさせていただきます。

議長 三戸留吉 提出された議案、並びに請願・陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり各常任委員会に付託することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。これより各常任委員会を開いていただきます。事務局長から委員会室を報告させます。

事務局長 渡部広保 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で行っていただきます。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は休会とし、明後日午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。

(午前11時40分)

平成25年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第3日目 平成25年12月12日(木)

議長 三戸留吉 おはようございます。只今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問に入ります。最初に2番 島山金美君の一般質問を行います。

2番 島山金美 おはようございます。私から、雪と教育の二つのテーマについて通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

始めに、雪問題についての質問であります。敢えて「雪との戦い」という表現をしました。これは私の率直な気持ちを言葉にしたつもりです。誰も経験したことのない高齢化社会の先端を走る秋田県ですが、年々新たな問題が発生してくるよう感じられます。どのような事態が新たに発生しているのか、お知らせください。

その雪との具体的な戦い方についてですが、町には重機という特殊な武器があります。そして予算があります。そして何より執行権という強力な力で武装しています。いざ雪が大量に襲ってきた場合、町はその持てる力を発揮できるわけですが、町民は為す術もなく除雪機やトラックの無い人たちは、老体に鞭を打ってひたすらスノーダンプで除雪するしかありません。積み上げられた雪は、更に体力と気力を奪います。

そこで、除雪と排雪に融雪を加えた対策を考えるべきではないかについてであります。除雪より強力なのは排雪です。しかし重機や大型車輛を導入するためコストがかかります。であれば、それほど力のいらぬ雪を溶かす作業に町民の力を借りたらどうでしょうか。人の力で下から上に持ち上げるより、上から下への力がどれ程助かるか。川から水を汲み上げ側溝に流し、町民の力を借りて融雪という手段があれば、コスト削減に貢献できるのではないかと思います。

むろん大がかりな融雪対策は無理なことは承知しています。今あるものを活かすとすれば、水の汲み上げの技術や、流水させるとすれば、側溝の規模の大きさに想定する事項にどんな点があるか教えて下さい。

今現在、町内の排水路の水の流れを完全にコントロールできているか。もしできないとすれば、具体的にどういった地点か、その改修や補修計画は進んでいるかなど、教えていただきたいと思っております。しかしこの質問は、この後の石井議員の質問に委ねたいと思っております。

通勤通学の歩行者の安全、乗合タクシーの乗車の際の安全、商店街の活性化をも合わせると、駅前開発を睨みながら、県道である街中にまず融雪対応の動きを期待したいと思っております。

今あるものを金を使わずに知恵を使い、これを活かし、これこそ行政の面目躍如であろうと思っております。県との協議が必要であろうと思っておりますが、町としての融雪に関する考えはどうかをお答え下さい。

雪に対しての二つ目の質問であります。

中期計画で全町内に除雪機の配備を、についてであります。

予想困難な気象状況に、緊急的な対応を迫られる事案は、全国各地に起きており、当町にいつ降りかかる事態になるかわかりません。一時的に降る雨の量は、確実に多くなっていることから、雪もまた一気に降り積もることが想定されます。幸い未だ運良く災害の少ない町を語る状況ではありますが、特に雪に関してはドカ雪に対応できる高齢化社会がもたらす影響が如実に表れてきます。町民の力を結集した雪対策に、除雪機という手段はもはや無視できないと思っております。5年ほどの中期計画の時間をかけ、必要性の高い町内から配備していったらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、避難所へ常駐している車両への注意を喚起する対応が必要ではないかと思っておりますが、除雪中の事故や災害が発生した場合のことも考えて、対策等とっているものでしょうか。

次に、社会教育・社会体育の10年後を見据えた対応は、についてであります。

これは町長の考えをお聞きしたいと思っております。敢えてお願いしてあります。どちらも地域の振興に大きく関与するテーマであります。現状を見ると少子化ではなく、そ

の親である次の世代の後継者難に直面している団体が多いように見受けられます。教育委員会として、今がよければそれでいいという考えは無いと思いますが、これから10年後どうなるかは、ある程度想定できると思います。今やっておかないといけない事業への工夫も必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、今後今の施策のままで10年後、社会教育はどうなるか、社会体育はどうなるか、想定できる範囲でお示してください。

また、社会教育における次世代、つまり子どもへの伝承でなく親の代への伝承、引継ぎ、後継者の新たな発掘育成への手段に着手するとしたら、具体的にどんな施策が考えられるのかお示してください。

体育協会の現状についてお尋ねいたします。

20代から40代が加入している団体の数はどのくらいありますか。

今スポーツ少年団のソフトボールの親の会が、長年の悲願である中学校での創部を実現させてほしいという署名活動を終え、中学校並びに教育委員会に提出したと聞きます。その保護者が、創部が叶えば親も積極的にソフトボール協会へ加入する意向がある、ということも確認しています。私もソフトボール協会の役員をしておりますので大変うれしく思いますし、この動きは体協発展のため将来性のある重要な明るい光と捉えています。こうした展開こそ、親と子で力を合わせるという次世代の町づくりに欠かせない、前向きな姿と捉えるべきではないのでしょうか。

こうして親子でスポーツの町を下支えしようとする動きは、バトミントン協会に続くものでありまして、他のスポーツへも波及する可能性のある貴重な動きに他なりません。この動きを無駄にしないように体育協会発展に向け、教育委員会として、町として、応援するお考えはないかお聞きします。

以上、よろしくご答弁お願いいたします。

町長 畠山菊夫

畠山議員のご質問にお答えします。

高齢化の進行とともに発生する問題についてですが、除排雪ができないことにより、日常的には地域社会とつながる生活通路、また災害時には避難通路としての確保ができないことと思っております。本人が元気、あるいは若い家族が同居した世帯であれば容易に確保できる避難路でしょうが、高齢者や身体に障害をもつ世帯などでは、難しいケースが考えられ、その傾向は年々増加するものと考えております。

次に、流雪溝の検討ですが、一日市地区は住宅が密集しており、狭い道路については流雪溝の整備も一案とは考えますが、このような平坦地での流雪溝整備は水源、流雪溝の勾配の確保の他、強制排水ポンプ設置に係るランニングコストも考慮すると、整備は困難と思われま。

冬期間、高齢者が安心して外出できる歩道の確保は不可欠であります。商店街の歩道の除雪ですが、県では効率が悪いと言うことで、歩道除雪を回避しておりますが、除雪で難儀するのは沿線住民であり、早朝とはいきませんが、日中の歩道除雪を実施します。

次に、町民の力を結集した雪対策として、町内に除雪機をとのご提案ですが、福祉課に「くらしの安心サポート事業」で配備した小型除雪機が3台、社会福祉協議会に1台あります。高齢者宅などの除・排雪の実施に対し無料貸付をしております。今年度も継続して貸付けし、今後、操作講習会を行う予定です。

避難場所への常駐している車両については、警察と連携して対処したいと思っております。

次に、社会体育・社会教育についてのご質問ですが、少子・高齢化社会が顕著になり町の施策もその状況に合わせ、大きく変化しているものと考えます。現在、生涯学習に関連する諸団体の精力的な活動に支えられ、町の活性化が図られていることに、心からお礼申し上げますとともに、感謝いたしております。

社会教育においては、学校は元より、家庭や地域の連携を深め、子どもから大人まで自由に参加できる内容の企画・運営の仕方が求められ、事業が進められていくことを創造したいと思います。

社会体育においては、総合型地域スポーツクラブの活動を中心とした個々あるいは集団が、老若男女を問わず日常生活の中に意識的にスポーツ活動を取り入れることにより、「いつでも・どこでも・誰とでも」スポーツを楽しめる事業が展開されるものと思っております。

次世代への伝承・引き継ぎ・後継者の発掘・育成への手段については、10年後も現在と大きな変化はないものと思っております。今、学校教育の総合的な学習の時間などと連携した、地域を学ぶ学習や公民館事業により、子どもたちを巻き込んで各団体が地道に伝承・後継者育成を行っております。ただ、懸念される部分は、現在、後継者を育

成している方々も次第に年を重ねて参ります。各団体の核となっている方々には、スムーズな引き継ぎと次世代に伝えなければならない重要性を確認していただきながら、後継者育成を図る活動にご尽力して下さることを願うものです。町としても各団体に対し、側面から支援して参ります。

20代から40代が加入している体育協会の団体数は、弓道、野球、ソフトテニス、剣道、ゴルフ、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、卓球の9団体となっております。

ソフトボールの保護者がソフトボール協会に加入し体協を盛り上げていくことは、体協の発展や事業拡大にもつながることと思います。現在どの競技であっても児童・生徒の保護者は、町の子どもたちがスポーツ活動を通してたくましく成長することを願っており、積極的な支援を惜しまず行っております。できることなら、将来の中で自分が身につけた技を活かした好きなスポーツ活動ができる環境があってほしいと願っているものと思います。今後も保護者からの支援と、体協からの大きなバックアップをいただきながら連携してスポーツ活動に取り組んでいけるよう町としても体育協会等への支援をして参りたいと思っております。

2番 島山金美 ご答弁ありがとうございます。融雪に関して、これは実際商店街の側溝を確認されているのか、予算的な算定はしたのか、はたまた全く当初からやる考えはないのか、その辺改めて質問したいと思います。

そのことと合わせまして、やはり規模の小さい町で、規模の小さい側溝でも、そうやって雪を溶かして町民の皆さんの負担を軽くするという前例を作る意味でも、高齢化に備えて融雪というものは、やはり少しでも前向きに捉えて進んでいっていただきたいと思っております。この2つのことについて、よろしくお願いたします。

町長 島山菊夫 側溝にポンプで吸い上げての融雪は、検討しておりません。費用対効果もですが。ただ勾配・流れがないと融雪できないものですから、基本的に勾配のない平坦地であれば、事業化するのには難しいと思っております。

2番 島山金美 除雪機に関しては3台、社協に1台で4台、これは数としては、今はいいかもわかりませんが、徐々に徐々に町民の体力は低下していくわけですので、台数を増やしていくというお考えはないですか。

町長 島山菊夫 貸付除雪機についてご報告します。24年度は3回の貸付となっております。利用者が少ないのは、除雪機を借りても排雪場所が無い、あるいは軽トラックによる運搬が大変であることなどが考えられます。今あまり使用されていない現状ですので、町内会やボランティアを通して貸出はいつでもできる状態でありまして、そういうことを考えれば今ある貸出除雪機を使っていただけだと思います。

2番 島山金美 ありがとうございます。まず要望がどんどん増えていけば、増設もどこかで考えていかなければいけない、という答弁と受け止めさせていただきます。

次に、社会教育について教育長にお尋ねしたいと思っておりますが、私も社会教育委員と生涯学習奨励員、この2つを経験させていただいておりますが、いつも思うことがあります。この町の色々な墓地みますと、墓地の中にどれほどの貴重な知恵が眠っているのか、ということを考えますと、大変もったいない話だなと考えることがあります。去年、一昨年、アーカイブの必要性を一般質問で話した所、速やかにスピード感を持って産業文化祭に昔懐かし写真展を開催してもらった経緯があります。昔の記録にはものすごい力があると実感しました。アーカイブというのは、昔の貴重なデータを保管し、いつでも引き出せるようにしておくのが本当の目的だと思います。今から10年後、次世代に何を伝え残せたかを問われた時に、「何も残っていません」ということにでもなったら、これは大変な失政と言わざるをえません。

今、都会に出て行った人たちが、その生活に疲れ果て故郷に帰りがたっている人は少ないと思います。働く場所が無いからという理由で、全て片付けられるものではないと思います。故郷には自慢ができる自然がある。育まれた文化がある。だから戻りたいと思ってくれるようにするには、教育委員会としてどのようにリードされていかれるかをお考えをお知らせ願いたいと思っております。

次にソフトボールについてであります。署名は千人を超えるのではないかと聞いておりました。全ての議員も署名していると聞きますし、体育協会役員や教育委員の署名もあると聞きます。こうした「署名してもらおう」「署名しましょう」というモチベー

ションは、どこから湧いてくると思いますか。教育を英語で「エデュケーション」と言います。ラテン語の「エデュコ」が転化したものですが、この意味はご存じのとおり「人間の内部に元々備わっている才能を引き出す」という意味であります。小学校で引き出された才能と自信を、更に伸ばしてあげたいという純粋な気持ちからの、やむにやまれぬ行動を教育長としてどう受け止めているかお聞きしたいと思います。

教育長 江島廣 ご質問にお答えいたします。一つ目の本町の伝統文化、歴史についてでありますけれども、1つの例をあげますと、いま議員さんがおっしゃったとおり、後世に残す非常に貴重なものがたくさんあるかと思っております。今回、中学校の50周年記念の折に、ある方がご尽力なさって、50年間の中学校の歴史についての写真の展示いたしました。そういうところを見ますと、町民の方々も私たちも大変感動したわけです。あれを全部見るとなると、1日では到底無理でありまして、何日もかかるくらいの量を頑張ってやっていただいたということだと思っております。そういうものを、ただあの時だけで終わらないで、機会あるごとに展示をしながら、まだ見てない方々にもご覧いただけるような方法をとっていききたいものだと考えております。いずれにしても、自然とかそういうものは、時代と共に変わっていくわけですが、どうしても残しておきたいものにつきましても、委員会としても子どもを通しながら、色々な学習の面で支援しながら、この後もいきたいし、伝統文化につきましても、今総合的な学習の時間、非常に厳しい状態にあるわけですが、たくさんの地域の方々への支援を仰ぎながら、少しの時間でも学校で取り込んでいただいて、それを学習して身につける方法を絶やさず、この後も続けていきたいなと思っております。

2点目のソフトボールのことにつきましては前にも答弁してありますけど、先日親の会の方々を中心になって署名をなさって、学校にも行ったようでありますし、委員会にも町長にもお願いということで参りました。親の意気込み、そういう風なものにつきましても、私ども十分捉えてはおります。ただ今委ねているところは部活動でありますので、中学校の方の学校運営上これが可能かどうか、そこが中心になるかと思っております。いずれ学校の方では、職員会議等で先生方からの意見等を聞いて検討し、後ほど要望に来た親の会の方々に文書で返事を出すような形をとっております。

あくまでも私どもは学校の運営を考えておりますので、こちらの方から何としてもという親の気持ちを考えて、作りなさいとか作るのを止めなさいとか、指図するわけにはいかないと思っております。学校の運用上どうなのかということをお話をしながら、今後の在りようについて進めてまいりたいと思っております。

後で、6番議員さんからの方からも、小中が一緒になった時の将来像は、部活動・スポ少についてどう考えるのか、ということのご質問もあります。その中でも少しお話ししますが、いずれスポーツ少年団の在り方については、こういう風な問題が出てきた時にどうしたらいいのか、ということの見直しと検討を考えていかなければ、ということと、もう一つは基本的な私の考えは、スポ少と中学校の部活動は別個のものと考えています。スポ少の場合は、できるだけ数を多くして子どもたちが色々なスポーツ、好きなものができる状態を作る。そしてその後の部活につきましても、学校運営がありますので、それに基づいたものでやっていくという方法が一番良いのではないかと考えております。こういう問題が起きたときに考えられるのは、スポ少と中学校の部活を全部同じくするかどうか、そういう風なことが考えられるわけです。その点についてはこの後見直し検討をしていかなければいけない、という風な考え方があります。

議長 三戸留吉 畠山君の質問は一括答弁ということですので、3回を超えますので会議規則55条の規定により質問を許すことができませんので、これで質問を終わっていただきます。

2番 畠山金美 大変失礼いたしました。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて2番 畠山金美君の一般質問を終わります。次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 議席番号8、日本共産党の北嶋賢子でございます。始めに、12月8日は国民の目も耳も口も塞いで、太平洋戦争へと突入していった日でございます。「息子たちを絶対に戦場に送らない」と、これまで9条を守る活動をしてきました。折しも、時を同じにして秘密保護法案です。今度は孫たちを守るために、どうやら死ぬまで楽はできそうにありません。今回は3項目の通告をさせていただきました。3項目共に町長答弁として通告をして

おります。通告の順に従って質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1. 福祉灯油購入補助の実施を

この件につきましては、2回目の質問になります。

この冬、大仙市に続き能代市、潟上市、五城目町、三種町、八峰町、藤里町そして東成瀬村、にかほ市と福祉灯油購入補助の実施方向に進んでいます。他に仙北市、羽後町も予定となっています。灯油の高値が続いています。この先は寒さもつもの一方となり、過去に実施例を持つ八郎潟町も福祉灯油の実施を。

これが1番です。

2. 高岳山に広葉樹の植栽を

雨のたびごとに恐れていたことが起きてしまいました。

登山道には数百年もの樹齢をもった亀の甲羅のような樹皮を持つ、大木群がありました。その木々が、ことごとく松食い虫により枯れてしまいました。根っこが死んでしまった尾根は、徐々に痩せていきます。集落の水路もその都度改良されて深くなりましたが、昔は父たちが裸に蓑笠を着け、土嚢を積んでいたのを記憶しています。常夜灯から頂上までの尾根すじを雨は右と左に分かれ、また1つになって集落到ちてきます。

今、急ピッチで雨水を分散させる水路工事には感謝申し上げたいと思います。私たちは、八郎湖をきれいにしようと、20年前から馬場目川上流部にブナを植えてきました。地元の里山にも植栽が必要だったことも反省しています。塞ノ神公園などに植栽されているように、高岳山にも広葉樹の植栽が必要と思うのですが。

3. 原発ゼロの実現について

汚染水問題など、有効な災害対策の無い時点での、原発再稼働はあり得ないと思います。東日本大震災から3年になろうとしています。少しずつではありますが、復興の兆しが見えてきているところもありますが、福島県の原発事故においては放射能が大量に大気中に放出され、今なお15万人近い福島県民が県内外に避難を余儀なくされ、被災者の生活と健康に大きな不安をもたらし、賠償も進んでいません。

IOC総会での安倍総理のコントロール、ブロック発言演説は、世界に向けての公約だと思えます。除染・汚染水の問題は、早急に取り組むべきものと思えますが、一方では安全な原発として売り出しています。罹災者の家族として、とても許すことができません。原発はゼロに、エネルギーは自然界からと思うのですが、町長の見解を求めます。

以上、3項目でございます。よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えします。

最初に福祉灯油についてですが、3月定例会においてご質問をいただいております。本町では平成19年度に実施し、当時の配達販売の灯油価格は1リッター100円前後と記憶しております。前年に比較して20円ほど急激な価格の高騰となっております。また、秋田県でも1世帯5,000円の助成に対し2分の1を助成しており、本町もその事業を活用して、低所得世帯等に1世帯5,000円を助成しております。

灯油価格の上昇は、低所得世帯のみならず、一般家庭においても厳しいものと感じております。低所得世帯等については、一般家庭に比べ、医療費や介護給付費の限度額の軽減、町税や介護保険料の軽減、総合健診の受診料無料など、各分野にわたり支援がなされていることから、今回の灯油価格の上昇による「福祉灯油」の支給については、今のところ考えておりませんが、今後、灯油価格が著しく高騰した場合などには、改めて検討したいと考えております。

次に、高岳山に広葉樹の植樹をとのご質問ですが、森林には、多面的機能があり国土の保全と水源涵養による、農林水産業の恩恵があります。広葉樹の多い山林は、ミネラルを含んだ湧水が河川へ流れ農地を富ませ、保水力は土砂流出などの災害を防止する機能を、より多く持っております。針葉樹と広葉樹の混合林事業があり、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金を活用して行うことが出来ますが、県と十分協議をして考えたいと思えます。

次に原発ゼロの実現についてであります。東日本大震災による福島原発事故では、除染も思うように進んでいないのが現状であり、原発の再稼働の議論より被災者の復旧・復興こそ急ぐべきものと考えております。将来的には原発ゼロの社会が良いと考えますが、これまでかなりの部分で原発に依存し、日本経済と地方経済は成り立っていたという事実を踏まえて考えなくてはなりません。国は、早期に原発に変わる再生可能エネルギー等のエネルギー政策を検討・推進し、国民が安全・安心して住める社会の実現に

真剣に取り組むべきであると考えております。

8番 北嶋賢子

1番の灯油の問題は、平成19年に5千円の補助があったことは記憶しております。各世帯、色々話されましたけれども、これはどこの町でもやっていることだと思います。これ以上灯油価格が上がるのであれば実施する、という風に解釈してもいいのでしょうか。

2番は水と緑の問題でございます。天気の良い日に行ってみました。そしたら、のきなみ枯れた木は、倒して危なくないようにしてありました。所が3、4本くらいまだ残ってました。高岳山というのは受験生たちが除夜の鐘と同時に登ります。その時に私は日中登ったので、この木危ないなとわかったんですけども、真っ暗な中で登るとこれわからなくて危ないなと思いながら、登ってきました。頂上までの間が随分と肌がむき出しになってます。ですからそこにはやっぱり植栽が必要だと思ってきました。

熊の話をするとうよく言われるんですが、八郎潟町のどこに山があると言われるんです。ですから琴丘町との分境が山だから、私たちにっては森林浴のできる唯一の山であり、貴重な財産だと思いますので、これからも管理をしていただきたいと思います。

3番の原発ですけども、また原発とお思いでしょうけれども、やっぱり罹災者の家族としてこれを取り上げないわけにはいかないの、今回もまた取り上げさせていただきます。

民主党政権では30年後にはゼロにして、自然エネルギーに切り替えたい、移行したいと言ってきましたけれども、今の政権与党は安全な原発を推進するというのです。そして大企業の交際費を50%非課税にする。私たち罹災者のことは考えてないんだな、と思うと驚きで震えました。

原発事故から1000日、浜の田んぼを津波で持っていかれた富岡町の故郷は、帰還困難区域となり、陸から行けないのであれば海から故郷を見てみよう。仙台経由の名古屋行きフェリーに乗りました。1万6千トンの大型フェリーです。会社に訳を話して陸側の部屋を取りました。船のイベントにも参加せず、夢中になって故郷を見ました。陸の方から見ていると、いつも目の前を通っていくフェリーです。第一原発と第二原発の中間に、故郷の小良ヶ浜集落の小さな漁港があります。日本一小さな漁港としてNHKの新日本紀行にも放映され、小さい灯台のある風光明媚な所です。

郡山に避難している兄夫婦に電話を入れました。「いま海から小良ヶ浜を見ているよ」と。電話を切ってから「兄貴を泣かせてしまった」と夫が言いました。原発震災関連死となった母の葬儀を終えてから心労が重なった兄は、脳梗塞を患っています。原発と同時に訪れた「原発景気」と「安全神話」、命の代償だからと言う私たちの声を聞く耳は、当時ありませんでした。放射線量が高いために、未だに母は納骨されていません。東京電力から母の死の賠償をすと言ってきました。相続が発生するので相続放棄の書類を送りましたが、3年も経つのに未だに賠償もされていません。その他、家に関する一切の賠償もまだです。いわき市の小名浜に避難生活している甥は、いつまでも家族がばらばらではと、いわき市に分譲地を求めました。もう富岡町には帰らないと宣言。春には一緒に暮らすと言っています。この家族が一時八郎潟町に来ようとしてガス欠で天童にリタイヤした家族の現状です。

いま、ほんの一例を話しました。これが福島県内の中で14万、15万の方々が同じ思いをしていると思います。安倍首相のいうコントロールはされていないと思います。まさか泣き寝入りになるのかは、今の所遠い秋田から見守るしかないと思っています。これが今の原発の現状として話をさせていただきました。

先程の1番の灯油の問題、そして2番の植栽のこと、もう一度お話し聞ければと思います。よろしく申し上げます。

町長 島山菊夫

灯油の件については、著しく高騰した場合と答えしておりますけれども、いま県でも国の方に働きかけております。県の方がやるとなると自治体においてきますので、そういった場合は対応していきたいと思っております。

それから広葉樹の植樹については、基本的には山の所有者が行うことではありますけれども、今後事業が行われても防災力を発揮するには数十年かかるわけでありまして。それとまた数年はしっかりした下刈りもやる必要がありますし、事業進めた初期段階でも伐採などによりかえって防水力が弱まることも考えられますので、県と相談しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

8番 北嶋賢子

はいわかりました。ありがとうございます。

議長 三戸留吉 これにて8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美 5番 加藤千代美であります。2点についてお伺いいたします。
第1点は、平成26年度の予算編成方針について、お伺いいたします。
2つ目は、学校教育施設の整備について、お伺いいたします。
いま日本の景気は、デフレからの脱却を合い言葉にした「アベノミクス」で回復基調にあると思います。一方においては、アメリカにおいても金融緩和政策がとられ、円安に推移し技術産業は顕著に伸びているようであります。株価もリーマンショック以来の値上がりを見せ、今日現在で1万6千円台の値をつけようとしております。
この状況を捉えて日本政府は、大手企業を始めとする中小企業で働く従業員の賃金を上げるように経営者に要望いたしているようであるが、一時的には例えばボーナスでは還元するけれども、固定給では賃金は上げないといった状況化にあるような感じがいたします。
このような状況化にあるときに、町では平成26年度の予算をどのような考えで予算編成するのか、以下の質問にお答え願いたいと思います。
まず、平成26年度の予算編成について、お伺いします。
平成26年度の町の税収見通しについて、町では平成25年度よりも町の税が増収すると考えているのか、また減収すると考えているのか、交付税についても同様の考えでお伺いいたします。
仮に、いまお尋ねした税が増収、減収になると判断するに至った理由についてもお伺いしたいと思います。
2つ目でありますが、国がTPPに参加した場合、八郎潟町の農家所得は増収すると考えているのか。私が町長の考えを推測するに、町長は増収とを考えているのではないかと思います。理由は、私は3月、6月定例会においてTPP問題が浮上した時に、農業の6次産業化や、あるいは農業の集落化、集約化について正したところ、「国の方針が出ない段階では対策はない」という説明があったと記憶しております。ところが、他の市町村をみると我先に6次産業化や集落営農や集約営農に挑んでる姿が、新聞紙上を賑わしているのとあります。これらの新聞記事を見ると、やがてくるであろうTPPに対して、しっかり対応するべき対策をとっているのとあります。我が町では、まだ国・県の方針がないので、農業の6次産業化、1次産業・2次産業においては加工、3次産業においては販売であります。対策はいらないのでしょうか。
3つ目、減反政策で八郎潟町の主食米の目標数値を、どのように設定するのでしょうか。最近の新聞報道によれば、「生産目標はその市町村の判断に委ねる」という市町村の独自性を尊重した発言が載っているが本当か。仮に本当だとしたならば、本町は他の市町村よりも一歩も二歩も遅れているような感じがするが、どうでしょうか。
4つ目であります。飼料米を作付けしたときに、八郎潟町の畜産振興をどのように推進していくのでしょうか。いま国は、飼料米の作付けを奨励しているようであります。その過程においては、一定の数量を確保した場合には、105千円の補助金を出すという方向性が示されております。本町においては、かつては畜産もあったようですが、現在はどのような形で畜産振興を行っているのでしょうか。この飼料米もやがては主食米と同様に余るような状態になったとき、地元で畜産を振興している地域には、有利に働くのではないかと思います。どうか。
また、多収穫を図る品種をどのような方向で入手し農家に広めていくのでしょうか。すでに県では、多収穫米について発表なされております。このような情報を持ち合わせているのでしょうか。すでにある地域では、多収穫の品種を特定し、26年度作付け計画が立てられているという話も聞きます。町ではどのような計画を立てて臨むのでしょうか。
次に、大きな2番目の学校教育施設についてであります。
ある哲学者が、「環境が人の意識を決定する」といった本を、私がまだ学生であった頃に読んだ記憶があります。それが大人になってから、実際にそうだなと思うことが、今日まで人生を歩いてきてありました。やはり哲学者のいうとおりでと思いました。
そこで私は、我が町の教育関係はどうだろうか考えたのであります。我が町は教育を受ける自然環境は申し分ないのであります。人的に作ったものが壊れても、そのまま放置されてる状態をみると、子どもたちにとって決して良い環境であるとは思えないのであります。教育にかかる予算が無いとかあるとか言う前に、何とかして将来の八郎潟町の明日を担う子どもたちのために、予算を確保すべきではないでしょうか。
また庭園においても然りであります。壊れた物を放置するのではなく、必要なものは

修繕し、今後必要でないと思うものであるならば整理し、環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。

以上の点についてお伺いいたします。

町長 畠山菊夫

加藤議員の質問にお答えいたします。

始めに、平成26年度の予算案の作成に伴う町の税収見通しであります。平成26年度の税収は、町県民税が復興増税による均等割の5百円増額により、1.6%の増で、法人町民税が6.3%増の見込みです。その他の税については、わずかな減となっております。普通税の予算総額は、平成25年度税収4億8千万円に対して、平成26年度は4億8千3百万円の見込みであり、3百万円の増加となる見込みです。

次に、国がTPPに参加した場合、農家所得が増大するか、減収するかというご質問ですが、9月議会に於いて近藤議員さんの質問にお答えしておりますが、TPPに参加した場合の県の試算では、農業全体で4.1%、米単独では5.2%の減少と発表されております。

また経営所得安定対策の見直しを、政府は進めており、米の直接支払い交付金を1万5千円から7千5百円に減額をする案が出ており、稲作中心の本町農業者にとっては、明るい政策は見えず、減収になると見込まれます。

次に、町の減反政策では、米の目標数量をどのように設定するのかというご質問ですが、ご存じのとおり先月29日に農林水産省が生産数量目標を発表し、本県への数量配分は前年比3%減の43万3千40トン、面積換算しますと、2千3百40ヘクタール減の7万5千5百70ヘクタールとなり、生産調整率は過去最高となります。県平均では40.5%になります。12月下旬に、県から各市町村に配分が行われる予定となっております。

昨年まで行われた、生産数量目標の市町村間における較差の是正については、政策の大きな変更により、26年度産米については、据え置きとすることになっております。

次に、飼料用米を作付けした場合、町の畜産をどのように推進していくかのご質問ですが、経営所得安定対策の見直しの中で、水田活用の直接支払い交付金で、飼料用米の作付けに最高で10アール当たり、10万5千円、最低で5万5千円との案が発表されておりますが、飼料用米の該当品種等が判らない段階では、作付け誘導が出来るのか、関係機関と充分協議して参りたいと思います。

ご質問の畜産振興についてであります。該当農家も少ない本町であります。マガモなど、今後も八郎潟町の名産として頑張っていたきたいと思っております。飼料用米の作付けと畜産振興を結び付けての推進は、現段階では考えておりません。

以上でございます。

教育長 江島廣

加藤議員さんの、学校教育施設についてお答えします。

ご指摘のとおり小学校校庭の遊具につきましては、不備な状況になっておりまして、小学校児童には不便な思いをさせており、大変申し訳なく思っております。

現在の遊具の状況ですが、使用可能なものは、鉄棒19台、ブランコ6台、登り棒1台となっております。使用中止の遊具は、回旋塔2台、雲梯1台、すべり台となっております。6月に一部の遊具に不具合がおき、ほかの遊具もあわせて点検したところ、遊ばせるのは危険と判断し使用禁止としました。8月に小学校側から今後についての要望を聞いたところ、長休みと昼休みには全校児童のほとんどが屋外で遊んでおり、その時間帯には、常に遊具が使用されておりました。体力づくりと友達づくりを遊びながら行える遊具の教育的価値はとても高いことに加え、「広い前庭でたくさんの遊具が置かれている」こともまた八郎潟小学校の大きな特色の一つとなっていること、さらに児童からの遊具の復活を望む声が多数聞かれることなどがあげられました。使用中止遊具の出た6月以前は、回旋塔に約30人、雲梯に20人、すべり台に10人程度の60人ほどが常時遊んでいたもので、その程度の遊具の数を望んでいるとともに、新しく設置する場合は、低学年も利用できる具体的にはジャングルジムやクライム系、そして体力づくりも兼ねた教育効果の高い、これまでより低い雲梯やラダーなどの設置を望んでおります。もし遊具の設置が困難な場合は、「竹馬」「一輪車」「インラインスケート」など、前庭の通路を使って子どもたちが遊ぶことのできる器具の購入を要望されております。

回旋塔2台は人気があったのですが、現在製造中止となっておりますことなどを踏まえ、新しい遊具の設置か別の形で使用するための器具を購入するかを決定し、26年度当初予算に計上していく考えです。

小学校の校庭整備について、遊具の修理だけを行ってきており今まであまり手を掛けてこなかった部分だったと思います。今回の遊具のこともありますので、同じ場所に別

の遊具を設置するか、それとも遊び場を広くし要望のある器具を使って遊ぶ場合のスペースやコースどり等をした整地を確定させてから、校庭をどのような形に整備していくか検討してまいります。

5番 加藤千代美 3番目の減反政策についてなんですが、やがて県から配分面積がきます。いま農家の間では、自分の所得がどのくらいになるか試算しているはずですが、私が計算したところでは、減反で105千円補助金をもらいながら飼料米を作った方が、主食米を作るよりはるかに農家所得が増収するという結論になります。町ではそういう計算をしているのかどうか。

先程言ったように、町長は来年度の税収が300万増えるとの答弁でありました。やはり農家所得が上がらないと、町の税収というのは上がってこないわけです。やはり所得が上がる方向に行政は誘導する必要があると思うんです。

いま国では主食米をいかにして減らすか、そして飼料米にどういう風に誘導するか、ということが大きなポイントになってるわけです。試算してみると、飼料米を作った方が農家にとってははるかに所得が上がるという推定になります。その辺をどう捉えているのかお伺いします。

町長 島山菊夫 所得を上げることは最も大事だと思っています。農家所得を上げるための施策でございますけども、色々複合経営を奨励するための施策、あるいは農業経営体の強化や農地の集積、付加価値化を進めていくとか色々ありますけれども、これらについては今後の課題と捉えております。進めてはおりますが、なかなか今すぐにはできない現状であります。

5番 加藤千代美 もう一つであります、農家所得を上げると同時に雇用者を増やすというのが6次産業化なわけです。これは駅前開発とも大いに関係あると思います。6次産業化というのは先程言ったように、生産・加工・販売まで1農家がやる、そういう方向で国が言うてんですが、なかなか農家個人では6次産業化に向かうことができないのが現状です。その為に行政主導でNPO法人を作って雇用の場所を作り販売をやるというのが各市町村から出てるわけです。そういうことも加味してほしいと思います。

それから行政は情報を早く収集する必要があると思います。私がいま手元に持っておりますが、27年からの秋田県の奨励品種が決まってきました。早いところではその奨励品種が、もう個人に入っているものもあります。多収穫米の品種の発表もなされているものもあります。そういうことを早く行政は資料を入手して、町民に伝達することを要望して、私の質問は終わります。

議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人 一般質問をさせていただきます。

私は町民とお会いした中で色々なお話を聞いておりまして、是非当局にも伝えてほしいということもありますので、質問させていただきます。私の質問は、中には提言に近いものもありますが、一生懸命質問します。よろしく願います。

まず質問の1つ目は、「デマンド型乗合タクシーの五城目ターミナル延伸を望む」であります。

日本全国の人口が17年後の2040年には、現在の1億2805万人から2000万人減って1億727万人になるという予測があります。秋田県は全国一人口減少の割合が早く、2040年には38万人減って70万人になると今年3月の新聞で報じられています。また、同じく報道された本町の将来予測においては、2040年の人口は4069人になるとの予測であります。人口減少はさまざまな影響をもたらします。地域コミュニティーはもとより商店街の維持、農業漁業の衰退、消防団など行政組織の縮小などが生じます。特に車を持たない、いわゆる交通弱者の対応もあります。私が選挙で回ったときも「元気なうちはいいけれど、足腰弱くなったら買物にいけなくなる」という悲観した話を何度か聞きました。

さて秋田中央交通の面湯線が廃止になり、町はその対応策としてデマンド型乗合タクシーの運行をおこないました。私は的を得た対策で非常によく実施にこぎつけたなと感じております。今までのバス4往復に比べ乗合タクシーは5往復と増便されておりますし、何よりも戸口から戸口へということが足腰の不自由なお年寄りには朗報であります。私も利用者の声を聞くことができますが、たいへん便利だということでもあります。

さて、この運行は25年度は試験運行であるということでありました。1年間の利用実績、利用者の声を聴きながら改善していくものだろうと思います。現在の運行は浦大町地区を始発として、湖東総合病院を終点としています。しかしながら面潟線の代替という意味であれば、五城目ターミナルまで伸ばすことはできないでしょうか。元々のバスは、五城目ターミナルを経て八郎潟町を周回して五城目ターミナルへ戻っております。

現在、湖東総合病院を改築中であります。新病院の稼働率を上げるためには皆が湖東総合病院にかかれればいいわけですが、しかし中には今までの治療の継続性、専門性のため個人医にかかる患者もおります。すべてが湖東総合病院でないという現実もあります。

また一日市商店街で買物をすればいいのですが、五城目の朝市に寄りたいという方もおるようです。また五城目町の知り合い友人を訪ねたいという方もおるでしょう。面潟線のバスであれば可能でした。実際利用者からそのような声があがっております。

それらの方がたの希望をかなえとすれば湖東総合病院を終点にしないで、もうひとつ停車地を伸ばして五城目ターミナルに延長することによって解決できます。そうすれば湖東総合病院から別料金で向かうより、1回300円の利用料でそのままいけることになりまして利便性は向上します。すべての利用者が五城目ターミナルに行くわけではなく限られた方だと思われまして湖東総合病院、一日市商店街には大きな影響はないだろうと思います。

面潟線の代替という趣旨であれば五城目ターミナルを終点にすることが本来のあり方だと思います。利用者の利便性向上のため改善することを提言いたします。

次に、2つ目の質問ですが、「寺沼水路が氾濫しない排水対策を望む」ということでもあります。

日本列島は災害列島です。先の東日本大震災をはじめ、各地で度々地震がおきておりますし、東海地震の発生も現実味を帯びてきています。

また一雨降れば土砂崩れ、河川の氾濫がいたるところで発生します。10月16日の台風26号は、伊豆大島で死者行方不明者50名を出しました。まさに災害列島です。12区東側にある、通称寺沼水路は強い雨が降ると洪水になります。今年は強い雨もなくよかったと思っていた矢先、9月16日の台風18号の影響で氾濫しました。このときは清源寺後ろ及び12区住家うしろの畑、作業場など広範囲で浸水しました。

このときの台風の影響では、34区の洪水、31区の洪水など各所で被害がありました。町当局もいち早く対応に乗り出して消防団との連携もあり、特に浦大町の土砂崩れでは避難勧告も早めにて、すばやい対応であったと感心しております。

9月16日の気象状況は、秋田気象台五城目観測所のデータを見ますと、午前10時から雨脚が速くなり、午後2時台まで100ミリを越えております。特に12時台は時間雨量32.5ミリを記録しております。時間雨量30ミリを超えると「バケツをひっくり返したような雨」と表現されます。

寺沼水路は畠山薬局前を通ってきた水が、元の土橋石材店付近で分水し、ひとつは12区西側を流れます。もうひとつは12区東側を流れます。ずっと昔の水路は素掘りでちょっと大げさに言えば小さい川に近いような水路巾がありました。実際お話しを聞けば、馬を洗うだけの水路であったといえます。しかし、水路改修によって小さい巾になっています。昔を知る人の話では水路の断面は半分以下になっているといえます。たびたび氾濫するとなるとやはり断面不足と考えられます。現に私の前の水路もたびたび氾濫していましたが、断面を大きくした改修工事以来氾濫はありません。

こういう洪水は雨が止むと引けていきますが、一時のことなので仕方がないとするのか、何かしら対策を講じるべきと考えるのか、当局はどのように捉えておりますでしょうか。

考えられる対策としては、寺沼水路の断面を大きくする、および12区西側の水路の断面を大きくするなど流量を大きくすることですが、改良の調査をしてみる考えはないでしょうか。さらに私の素人考えですが、元八郎潟ホテル裏の水路に分水できないでしょうか。もともとの流れは昼根下地区から奥羽本線を横断して流れてきます。この部分の水路巾は100センチあります。それから畠山薬局前を流れ、県道を横断して元土橋石材店の分水個所で二手に分かれ、一方は巾60センチの水路、一方は巾70センチの水路で流下していきます。この手前で元八郎潟ホテル裏の水路に分水してやると、寺沼水路への負荷が小さくなり洪水防止になると思います。全くの素人考えですので的外れかも知れませんが、できればこれらの調査を進めることを提言いたします。

どうしてもできないものであればやむを得ないと思いますが、町民に対して正しく現状をお知らせし、やれる対策、やれない理由を説明していくことも大切だと思います。この洪水を一過性のものと考えないで、どうすれば対策が取れるのか関係者や専門機関の

意見を聴いたり、現地調査などおこなって、達成可能なものは事業着手していくような方策を望みます。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えいたします。

始めに、デマンド型乗合タクシーの五城目ターミナルへ延伸を望むとのことですが、町では、秋田中央交通の面湯線のバス路線廃止をうけ、4月1日から代替交通としてデマンド型乗合タクシーの運行を開始しております。平成25年度は試験運行として運行しておりますが、10月末現在、登録者数は56人で、利用者数は延べ331人となっております。月平均47人の方から利用されております。

石井議員のご質問の五城目ターミナルへの延伸ではありますが、東北運輸局秋田運輸支局に問い合わせたところ、可能との回答を得ております。ただし、町公共交通会議での承認、五城目町を走行することになるため、五城目町公共交通会議の承認、また秋田中央交通のバス路線と重なるため、秋田中央交通との協議が必要となります。

石井議員の言われるとおり、町民の利便性を考えた場合、五城目バスターミナルまでの延伸が必要かと思っておりますので、今年度の試験運行の検証を踏まえ、来年度の本格運行に向け、前向きに検討したいと思っております。

次に、寺沼水路が氾濫しない排水対策を望むとのことですが、寺沼水路は昭和41年、旧一日市農協より、農林漁業資金を借り入れ、農業用水、町内各側溝及び雨水並びに自然排水と消防用水の目的を遂行するため、両側をコンクリート間知石に水路改修をしました。その後、昭和56、57年にコンクリート側溝に水路改修をしておりますが、都市化による側溝整備が進み、流速が速くなり、末端の排水能力の超過が考えられます。緩衝として、上流側の昼根下水路の分水、寺沼水路の一部に副断面の側溝等の設置はしておりますが、ゲリラ的な豪雨などには対応できないのが実態です。

根本的な対策として、馬場目川の浚渫を県に要望はしておりますが、実現には時間がかかるようです。

元八郎潟ホテル裏の水路は31区へ繋がる水路であり、分水は困難と考えます。また、12区西側の水路断面の拡幅については、末端処理の土地改良区で難色を示した経緯があったようですが、土地改良区との協議、水路断面の拡幅も含め、排水路系統を本格的に現地調査し、検討したいと考えております。

4番 石井清人

答弁ありがとうございました。1つ目のデマンド型乗合タクシーの延伸については、前向きな回答になりましてありがとうございます。現に利用している方のお話を聞けば、湖東病院で乗合タクシーが終点になるわけですが、更にそのタクシーを使って五城目町に行くと、初乗り690円かかるということで、例えば浦・真坂・一日市の方も含めて300円で行っても更に五城目に行くと690円かかり、合わせて990円になり、そして往復だと2,000円近くかかる、というような現実がありまして、大変ですという話がありまして、この延伸が叶えば大変喜ぶと思っております。是非お願いしたいと思っております。

2つ目の寺沼水路の拡幅ですが、分水も難しいということで、拡幅も大変困難だということであれば、現状どおりだなという気もありますし、また町の方のお話を聞くと、1区にポンプ場設けたらというお話しもちょうくちよく聞こえるんですけども、これもまた大がかりな話で、管理人をおいて維持管理だとか相当のものがかり現実味が無いし、ということで分水という案もあったんですけども、検討ということですので前向きにお願いしたいと思っております。

私の質問はこれで終わります。

議長 三戸留吉

これにて4番 石井清人君の一般質問を終わります。

次に、6番 柳田裕平君の一般質問を行います。

6番 柳田裕平

私の質問は、No.1. スポーツで八郎潟町を元気にする、ということと、No.2. 小学校の遊具施設について、No.3. 高速インター降りた所の案内看板についての3点でございます。答弁は、No.1については主に教育長から、町長からももしかすればお話し伺うかもしれませんが、No.2. については教育長から、No.3. については町長からということをお願いいたします。なお一問一答方式初めてでございますので、ルール上不手際あるかもしれませんが、よろしくご指導お願いいたします。

それではNo.1のスポーツで八郎潟町を元気に、ということですが、2つの項目がございます。1つが中羽立公園内のスポーツの活用、もう1つが小学校中学校クラブ活動の強化・育成という2つの項目がございます。

最初に（１）中羽立公園内スポーツ施設の活用、に入らせていただきます。

我が町には、弁天球場とオリンピック記念会館という、私から考えればすばらしいスポーツ施設がございます。弁天球場はかつて全県一の球場であると言われました。オリンピック記念会館のトレーニングルームは、近隣町村にはない健康維持と体力向上のための貴重な施設でございます。両施設を改善活用次第では、町の活性化に繋がると考え質問をいたします。

そこでまず、弁天球場とオリンピック記念会館の利用状況の推移を、概略で結構ですので説明をお願いいたします。

教育長 江島廣 柳田議員さんのご質問にお答えいたします。

弁天球場とオリンピック記念会館の利用状況の推移ですが、始めに弁天球場の利用状況は、平成20年度3,326人、平成21年度5,906人、22年度6,577人、23年度2,465人、24年度2,360人、平成25年度4,220人となっております。25年度は高校野球大会と高専東北大会、中学校の東北大会が開催されることにより利用者が増となっております。

次にオリンピック記念会館の利用状況については、平成20年度11,628人、21年度11,284人、22年度11,611人、23年度10,393人、24年度8,369人となっております。25年度は11月現在6,743人となっております。利用者が減少傾向となっております。

6番 柳田裕平 私の考えていた横ばい、もしくは若干減っているのかなという感じでしたが、今の数字を頭に入れながら次に進みますが、まず弁天球場に注目して質問をしたいと思います。質問は3点にわかれておりますので、3点一括で答弁をお願いします。

まず第1点、高校野球夏の大会が開催されていた頃は、非常に丁寧に整備されていたが、いつの頃からか段々球場内の本部等の各部屋の管理面が、非常に雑になってきたなと感じられてきておりました。

特に目立ったのが、入り口入って右側の事務室、両側にある選手用控室、これは畳の部屋とシャワー室が付いております。それから両側の選手用トイレ、正面の展示コーナー、こちら辺がよく目に付いたわけですが、これは私だけでなく野球仲間からも同じような声が聞こえてきているわけでございます。

そこで、職員は一生懸命やっているとは思いますが、前任者から引き継がれてきているので、どの時点からかはわかりませんが、引継ぎの段階で手緩くなってきているのかなと感じておりますが、いずれ清掃管理の徹底も含めて、しっかりと管理体制をとってもらいたいというのが、第1点でございます。

第2点は、秋田県の主な主要球場では、スコアボードが電光掲示に切り替わっております。我が弁天球場もその方向で考えていただきたい。聞くところによると、長沼球場は財団法人を活用して作っておるようでございますので、こういう関係の方面の調査もしながら進めてもらいたいと思います。

3点目でございますが、町民の利用者を優先していただけないか、という声がございます。私も前におはよう野球の事務局やっておりましたが、3月頃受付ははずでございますので、その一般の受付前に八郎潟町の野球協会を通してでもいいのですが、そういう団体の行事等を聞いてから一般の申込を受付る感じでやってもらえれば解決できるのかなという感じです。

今の3点の答弁をお願いいたします。

教育長 江島廣 ご指摘のとおり球場内の施設の管理については、常に美しくきれいな状態に管理されている状況となっておりますが、その都度職員が対応するように努めております。特に今年度は、選手控え室、本部その他のすべてのカウンターのワックスがけも実施いたしました。外のトイレについては、管理人も巡回し清潔を保つようには努めておりますが、球場内のトイレを毎日点検清掃するには、今の所困難な状況にあります。今後は利用者にも使用後の清掃協力を求めることなど、できるだけ次の使用団体に不快な思いを抱かせないような施設管理を努めて参ります。

2つ目の球場のスコアボードを電光掲示に、という質問です。

球場のスコアボードですが、今の時代多くの方々には電光掲示板であればいいと思われていることと思われます。工事にtoto補助金の活用等が考えられますが、費用の3分の1が町負担となります。また、落雷などで球場の電気設備への影響が過去にあり、時計の基盤を2回ほど交換しております。そのような面での不安な要素も抱えている状況や、26年度教育課事業で優先される事業の計画もありますので、電光掲示板設置に

については現時点では考えておりません。

町民の利用者優先についてであります。

施設については、町民のための体育施設でありますので、体育協会加入団体に対し、平成26年度利用計画を2月末までに提出していただく予定です。日程と利用が確定されている特別な事業、例えば、郡市中学校総体などの大会を除きまして、提出された計画を調整しながら町民の方々の使用をできるだけ便宜を図るように進めて参ります。

6番 柳田裕平

今のご答弁でございますが、清掃整備の作業が多い時もあるかと思いますが、そういう時は職員を増員するとか、シルバー人材センターを活用するとか、また先程教育長が言われたように、野球の愛好者を動員して清掃デーを設けるとか、そういう方法も検討してこの後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3番のオリンピック記念会館について質問をさせていただきます。

先日トレーニングルームを視察しましたが、オープン当時とほとんど変わっておりませんでした。むしろトレーニング器具が少なくなっておりまして、使用できない器具も、そのまま置かれておりました。椅子のカバーはガムテープで補修されておりました。トレーニングルームが、このままで果たして継続していけるのかという心配をいたしました。

このような施設は今、シニアスポーツクラブでも人気がございます。将来的にも注目されており、早急な対応が必要であると私は考えております。それらを踏まえ私からの提言ですが、5点ほどございますので一括して答弁願ひます。

第1点が、新しい器具を取り入れてトレーニングのメニューを多くしてはどうか。これは逆に当初より少なくなつて、その後の補充が何もされていない。そういう風に受けました。

それから第2点が、トレーニングの専門指導員の養成が必要だと思ひます。これは利用者の相談を受けるとか、助言をするとか、ケガの防止等には必ず専門指導員がいないと危険な状態でございますので、よろしくお願ひしたいところでございます。

3番の病気などのリハビリにも活用できるかな、ということで、そちらの方面の検討もお願ひしたいと思ひます。

それから4番目、一番ひどいのはPRです。この施設のPRが非常にまずい、という町民からの声が聞こえてまいりました。もっと積極的にPRすれば、利用者もどんどん増えるという話もされておりますので、そこら辺も検討していただきたい。

それから5つ目ですが、以前のように役場正職員を常駐させて、弁天球場とオリンピック記念会館を管理させるという方法をもう一度考えてはどうか、というのは施設の管理の面や利用者への対応が、臨時職員だけではどうしてもおろそかになるという欠点がございます。

ただいま申し上げました5点について、答弁願ひます。

教育長 江島廣

質問にお答えします。

1つ目の新しい器具の導入についてお話しします。

まず1つは、ご指摘にありました器具が足りなくなったという部分につきましては、把握できませんでした。その点また確認したいと思ひますが、トレーニング器具の設置されているスペースは限られておまして、新しい器具を増やして設置することは難しい状況となっております。ただし器具の更新などの折りに、新しい器具を加えていくという対応は可能と考えております。器具の更新時期などを見極め検討してまいります。

専門指導員の養成ですが、インストラクターなどのトレーニングの専門指導員の養成については、施設活用を図るために必要と考えております。今後、指導員の設置の在り方や養成講習会などの開催の仕方について、検討してまいりたいと思ひます。

続きまして、医学的・科学的な知識を備えた専門指導員などが常駐しておれば、筋肉や関節などのリハビリの仕方を相談しながら行うことが可能になると思ひます。指導員養成などのことと考え合わせてみますと、アスレチッククラブ的な要素を備えた町の運営となつていきますので、まだまだ議論を重ねていく課題の一つと捉えております。

次に、PRのことですけれども、オリンピック記念会館に限らず、いつでも何処でもスポーツが楽しめる中羽立運動公園体育施設全般についての利用増を図る為、今後、広報等で啓蒙しながら町民にPRしてまいります。

ただ活用場所の奪い合いにならないように、利用に関しては連絡・調整をしっかりと行い、各団体が気持ちよく活用できるような計らいをしてまいります。

正職員の常駐につきましては、以前オリンピック記念会館の事務室に職員が常駐した時期もありましたが、事務・事業等の連絡調整や事務の効率化が困難なため、現在のようない体制となっております。現時点で記念会館への職員常駐については、計画しており

ません。

6番 柳田裕平 事務の効率化が大事なのか、町民の施設が大事なのか、その辺の判断もあろうかと思
います。そこでいまお話しした内容につきましては、ほとんどがトレーニングセンター
を利用している方からの声を取り上げた形で、発言をいたしました。これに付け加えれ
ば、いまトレーニングセンターのお客さんというのは、利用者からの口コミで増えてき
ているという話も聞きましたので、こういう施設は可能性があるので、どうか無くさな
いように町の方でも十分考えてもらいたいということを申し上げておきます。

続きまして④番でございますが、中羽立公園を核として近隣町村と連携して強化合宿
候補地としての展開を考えられないのか、ということでございます。あの施設では、我
が町独自ではなかなか難しい面がございますが、お互い近隣町村で無いところを補って、
連携を図れば可能性があるのではいのかかなという考えを持っておりますので、そこら辺
をご答弁願います。

教育長 江島廣 強化合宿の候補ということですが、近隣町村の所有する施設をも活用するなどの連携
を図りながら、強化合宿の誘致を図ることは、重要な一つの施策と考えます。本町の場
合ですと、競技種目としては、「野球」「ソフトテニス」「バスケット」「卓球」など考え
られますが、長期の宿泊施設が不足であり近隣の宿泊施設利用とならざるを得ませんの
で、ご不便をかける形となっております。そういう点で、男鹿・潟上・南秋スポーツ推
進委員協議会等での話し合いの場を設けるように提案をしていきたいと思っておいま
す。

6番 柳田裕平 それでは（２）の全国レベルで活躍できる選手の育成小・中学校クラブ活動の強化に
ついて、というところに入らせていただきます。

最近八郎潟町では、スポーツの話題や注目度が若干薄れてきているように私は感じて
おります。秋田県は２００９年にスポーツ立県を宣言しながら低迷状態が続いており、
中学・高校生の育成強化が急務と具体化する方針のようでございます。ここで私、新聞
の記事で拝見したのを参考になるかと思ひまして読ませていただきます。

１つは、１１月１３日魁新聞でございます。皆さんもご覧になったと思いますが、秋
田県スポーツ少年団創立５０周年記念の記念誌に寄せられたメッセージでございます
が、１つはバレーボール全日本男子元主将の宇佐美大輔さん、この方は「スポーツの楽
しさ、仲間の大切さを学んだ」と寄せております。また１つは八郎潟町のレスリングの
佐藤満さん、「将来の人間形成、スポーツに関わるための基盤としては、なくてはなら
ない」と述べております。また、県スポーツ少年団の関係者となっておりますが、「技
術的な指導は地域の人に任せても、教員が練習に顔を出すくらい関係はあった方が良
い。児童は、教室とは異なる一面をスポ少で見せている。その姿を教員たちに見てもら
いたいと思っている指導者も多いはずだ」という記事を見ました。

それからもう一つが、１１月２８日の湖畔時報です。これは石井浩郎さんが五城目で
講話をしております。その中で抜粋したのですが、「学力があって頭が良いだけでは
社会に通じない。例えば一つの運動部で小さい社会が生まれることが、社会に出てから
同じような人間関係ができるようになる。レギュラーとか補欠とかは全く関係ない、我
慢して耐えることが将来プラスになる。しっかり頑張ることにより自信ができる。部活
動を盛んにして、社会の組織になじみ、正直に頑張れる人が秋田に多く出てほしい。」
こういう講話でございました。

これらを参考にさせていただきまして、次に進みますが、私はスポーツの本音は勝負だ
と思っております。勝ち負けだと思っております。そしてさっきの元スポーツ選手の談
話のとおり、その勝負にかけた経験が大きな力になると思うし、また何とか結果を出さ
せてあげたいのが、周辺関係者・指導者の本音であると思ひます。

今、南秋潟上地区の生徒数とかの問題を考えますと非常に八郎潟町の小・中学校は厳
しい状況になっておりますし、またこの後もそういう風な状況が考えられます。従いま
して、それに対応した対応策というものは、当然町としても考えてあげるべきだと思
いますので、選手強化の対策を今こそやっていただきたいということを申し上げたいと思
います。

そのための私の提言ですが、３つ程ございます。３点一括してまた答弁いただきます
が、第１点が、指導者の指導力向上のための講習会や、指導者同士の勉強会を開催して
はどうか。これは指導者同士の交流の場を多くしてもらいたいという考えでございます。

それから八郎潟町出身の各競技団体の実績のあるOBの方々を知恵と力結集して強化
策を練るのも一つの方策ではないか。

それから3番目、小中一貫校に向けた近い将来の展望、スポ少・クラブ活動の将来あるべき構想を今から検討して早めに対応する必要があると考えておりますが、先程の畠山議員の質問にもちょっとこういう面がございましたが、今後の課題とする答弁もございましたが、これは町が方針を決めて来年からやりますとか、そういう感じでだされても町民の方々も考え方、対応色々じっくり時間をかけて3年先とか5年先にこうなりますよという姿を示すのも、町の責任ではないかと思っておりますので、早めに対応をお願いしたいということで、この3点についてお願いいたします。

教育長 江島廣 始めに、指導者の指導力向上についてであります。本町のスポーツ少年団・部活動の指導者におきましては、選手の育成に力を注いでおるところであります。指導者に対しては深く感謝申し上げますところでもあります。

現在、町として指導者相互の指導力向上のための講習会・勉強会の開催については、体協主催のスポーツ講演会だけあります。ただスポーツ少年団では、保護者と指導者を交えた会議で、児童を指導するに当たって指導者へのお願いと、保護者へのお願い事項を本部長から示しております。また、中学校部活動においても、校長より監督及びコーチに対して同じようなお願いをしております。

技術指導のために、指導者同士が互いに交流を図り研修の機会を増やすことで、指導者自身の資質を高めることにより、選手の育成強化にもつながっていくものと考えます。

今後、教育委員会及び体育協会と連携しながら、指導者講習会などの開催に向け努力してまいります。

アスリートを結集した強化策ですが、本町出身のアスリートを交えての強化策を図ることは小・中児童生徒にとって、大変有意義な催しとなることはまちがありません。夢を追いながら、開花に結びつけるための取り組みの実現に向けて、今後教育委員会と体育協会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

スポ少・部活動の将来の構想です。将来は小・中学校を併設して、児童・生徒が同じ校舎の中で学ぶ構想については、以前に議会に報告しているところでもあります。その時点でのスポ少と部活動については、現時点での見通しとして中学校の運動部活動は男女団体2競技ずつ、スポーツ少年団の実施競技に関しては、現在のものを継続したいと考えております。ただ、今後児童数の推移を見極め、スポ少の在り方なども見直し再検討することで、より良い活動になるように努力してまいります。

ただ、今ご指摘あったように、来年から一緒になるから今こういうようにしますよ、というよりは、3年くらい早いところで、だいたいの方向性を示して、子どもたち、あるいは保護者に納得した形でスポ少活動、部活動を学んでいけるように進めてまいりたいと思います。

6番 柳田裕平 ありがとうございます。今の所までで、No.1のスポーツで八郎潟町を元気に、というテーマでありましたが、このテーマの最後に町長から、町長も野球をやったりスポーツをやられた方であるので、ご感想あったら一つ述べていただきたいと思いますが。

町長 畠山菊夫 本当にスポーツ施設の整備は必要であります。至らないところは、今後も気を付けてやりたいと思っております。

それから選手の小・中レベルアップこれに関しては、柳田議員さんが言われましたとおり、アスリートの皆様のご意見を拝借しながら、そしてまた、きっかけを掴むような御講話をいただきながら、児童生徒の教育も必要かと思っておりますので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

この14日に野球協会から石井国会議員から講演してもらおう予定だったのが、大久保先生に代わっての講演ですが、大変有意義なお話しができるものと思っておりますので、いいことだなと思っております。今後とも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6番 柳田裕平 私が今日取り上げたのは、町民の方々から「スポーツが勝たなければおもしろくない」といった言葉から始まった今日の質問でございますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

それでは次のNo.2に移ります。

これは先程の加藤議員の質問と同じになりますが、小学校正門前の遊器具に関しまして、危険だなという状態を見まして、今日質問したわけでございますが、先程答弁いただきましたので答弁は結構でございますが、ただ私が心配なのは、6月にわかって今まで来てるというのは、教育現場としてはスピード感がないなど、もし事故があったらど

うするのか、たまたま無かったから良かったものとは私は受け止めております。いくらロープを張ったからといっても、子どもですから遊んでケガをしたらどうするのかなど思ったので、そこら辺十分配慮してこの後よろしくお願ひいたします。

それでは次のNo.3の、高速道路インター出入口に設置の「八郎潟町への案内看板」を新しくしてはどうか、ということですが、これは高速道路「五城目八郎潟インター」出入口 T 字路の所に、八郎潟町、五城目町、大潟村それぞれの町村が制作した案内看板がございます。湖東病院が来春にオープンしますので、それに合わせて看板も新しくしたらどうか、ということですが、

インター降りてくると、五城目の看板の半分くらいの大きさで目にも入らないし、そういう面や、新しいキャラクターもできましたし、デザインを変えて、湖東病院のオープンもお祝いするという感じで、町としての看板を新しくしてはどうか、ということでございますので町長からご答弁願ひます。

町長 畠山菊夫 議員ご指摘の案内看板は、高速道路開通後の平成15年10月に秋田県へ道路占用許可申請をし、許可後、町で設置しております。現在設置されている案内看板は、高さ1.2m、幅2.4mであります。現地には、町の案内看板のほか、県が設置している県道の道路案内標識、五城目町の案内看板、大潟村への案内看板が設置されております。五城目町の案内看板と比較した場合、本町の看板自体が小さく大潟村の案内看板とは同規格となっております。

また、案内看板の占用許可については、平成25年2月に更新の占用許可申請をし、本年4月1日から平成30年3月31日までの占用期間で占用許可を受けております。来春の湖東総合病院のオープンに合わせて、新しいイメージの看板にしてはどうかということですが、現在の案内看板自体は、あまり破損等見受けられませんが、色合い、大きさから、目立たない看板という指摘があるのも事実であります。来年度本町で国民文化祭が開催されることを踏まえ、規格を多少大きく目立つ看板に替えることを、県と協議しながら検討してまいります。

なお、来年5月新しくリニューアルオープンする新湖東厚生病院の案内看板については、厚生連で早期に設置するよう働きかけてまいります。

6番 柳田裕平 よろしくお願ひいたします。これで私の今日の質問は終わります。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、6番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後0時05分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開します。
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 午後からの一般質問ですが、こちらにも勉強のつもりで質問しますので、よろしくご指導願ひします。

アベノミクスも第3の矢を放ちましたけれども、なかなか我々地方までは経済状態が上向いてないような感覚で、消費の方は日銀の発表によりますと上向きとありますけれども、秋田の場合はどうなのか、といったことを考えて一般質問させていただきます。

今回は4問を通告しております。この中で特に県民なんかが一番心配しているし、私も農業人として心配して、この問題、特に一つめの国の農政転換に対応した町の今後の農業政策を示せ、ということ通告しました。

これは安倍政権になってから一気にこういう事態が、前は戸別保障ということでばらまきということでありましたけれども、ここにきて一気に安倍政権の場合は、皆さんご存じのように毎日、新聞やテレビにありますけれども、農業政策の大きな問題であります。

そこで質問させていただきますけれども、日本の経済社会が急速な経済成長と、国際化の著しい発展により大きな変化を遂げる中、農業と農村を取り巻く環境も大きく変化してきました。需要の減少、生産調整の限界感、担い手の高齢化など多くの問題を抱えております。

また、米の過剰供給が継続し、農政改革のもと国際競争力の向上などを目標に、各産

業の改革や政策決定の見直し等が図られ、その一部として生産者や地方の自由な裁量が認められてきております。

かつて日本では、1942年に食糧管理法が制定され、米は生産者から国へ直接買い上げることにより国の管理下におかれ、価格は政府によって決められ、米の流通や管理が制限されました。1969年に一定量に限って自由流通を認め、1995年には食糧法へと移行し、国が直接買い上げない自主流通米が中心となり、米の価格も市場により決定される仕組みになりました。

以上が大まかな農政の流れであります。今日日本の米が大きな岐路に立っております。大詰めを迎えたTPP交渉を睨み、政府は1970年から40年以上続いてきた米の減反政策を見直し、減反・生産調整を5年後に廃止を決定しました。更にその結果、今まで減反保障として10a15,000円の保障がされておりましたが、来年度は7,500円と更には5年後の廃止が決定されております。我々零細農家の保護を重視してきた戦後農政が転機を迎えました。減反を見直し、農地を集約し、大規模経営に軸を移し、農業経営者が売れる米作りを基本とし、需要毎に求められる価格条件を満たしながら、安定供給が行われる大規模農家の育成に軸足を移そうとしております。

本町では零細農家が大半であります。体力のある農家とは異なり、経営規模の小さい零細農家へのしわ寄せが大きくなることは必至です。このような現実を踏まえ、地域で安定的な農業を営むためにも、行政の指導が大きな力となります。

本町では、農業を基幹産業と位置付けてきておりますが、国が今回決定した農業改革における対策として、今後どのような施策が考えられるかお示しください。更には次の項目についてもお知らせください。

イ) 本町の農業就業人口と平均年齢推移は

ロ) 法人化や経営規模拡大等の今後の推移をどのように見ているか

ハ) 本町の農業生産額等の産出額をどのように把握しているか

二) 今後の農業に対する政策の方向性は

ホ) 補助金廃止による来年度以降の本町の農家全体の減収はどの程度見込まれるか、

また、それによる町の税収の影響は、どのようになっているかお知らせいただければ幸いです。

町長 島山菊夫

金議員のご質問にお答えします。

国の農政転換に対応した町の今後の農業政策ですけれども、大きく考えますと、町としては、複合経営を奨励するための施策を模索し、農業経営体の強化や、農地の集積、高付加価値化、を進めて参りたいと考えております。

本町の農業就業人口と平均年齢の推移は、農林業センサスの統計数値でお答えいたします。平成2年では、農業従事者人口は1,937人で平均年齢データはございませんでした。平成22年では、農業従事者人口956人で平均年齢は57歳でした。今後も、国の施策や就業形態により減少することと思われまます。

次の、法人化や経営規模拡大の今後をどのようにみているか、のご質問ですけれども、本年、新たに農業生産法人が浦大町で設立されており、地域農業の担い手として活動を始めております。国の施策では、人・農地プランに位置づけられた農業者、いわゆる地域の担い手への経営誘導を行っております。小規模農家が経営の継続を実施していくことは、非常に困難な状況と考えております。現在、県と共に集落営農組織の法人化など相談しながら、担い手育成を進めて行きたいと考えております。

次に、本町の農業生産額等の産出額をどのように把握しているのか、ですけれども、秋田県市町村民経済計算年報の調査数値で、農業生産額をお答えいたします。

平成2年度は9億1千8百万円、平成22年度は4億4千3百万円となっております。

今後の農業に対する施策の方向性は、冒頭でもお答えいたしました。国や県の施策が決定されておませんが、町としては複合経営を奨励するための施策を模索し、農業経営体の強化や農地の集積、高付加価値化を進めてまいりたいと考えております。

最後の、補助金廃止による来年度以降の本町の農家全体の減収はどの程度見込まれるのか、またそれによる町の税収の影響はですが、米の直接支払い交付金は24年産米に係る支払いは、238名の方に8千4百23万1千円となっております。来年度は半額となり、5年後には廃止となるため、その分が減収となると見込まれますが、その他の政策が未定のため、増収分についての判断材料はございません。

また税収については、経営体である農家個々の収入、経費、控除額によるため、現段階での影響は把握できておりません。

3番 金一義

ただいま町長から答弁ありました今後の農業、高付加価値の農業をとということでした

が、我が八郎潟町に於いて地理的な、今回の補正予算でネギ等ございました。その他のもので考えられるとすればどのような形態が考えられるかと、最近の国の補助金による暗渠事業、個々にやっておりますけども、そういうのを鑑みながら、どういう形態の農業ができるのか、町当局ではそこまで試算されてるかわかりませんが、5年後の廃止ということはもうすぐだと思っております。もちろん国・県、色んな施策があると思いますが、考えられるとすれば、この地区に合ったような高付加価値とは、どの辺を指してお話しされてるのか、その辺をお聞かせいただければ幸いです。

町長 島山菊夫 平田であります、うちのほうは。今色々国の施策でもハウス建てての事業ありますけれども、出荷時期をずらしたものに組み込んで行くとかも考えられますが、ただやはり法人化することが先決だと思っております、個人でやるのはなかなか難しいことでありまして、そういうところから入っていかねばならないと思っております。

3番 金一義 町長がおっしゃるのはだいたいわかりますけれども、要するに前にも集落営農の数増やすとかありましたけども、我が町ではまだ4団体、法人も前の法人も合わせて2団体、その付加価値をするためにはそういう形に持って行きたい、これからの農業はそういう形になるんだと思うんですけども、要するにそういうものに移行させる形の行政の取り組みも必要ではないか、足場になるものがないと、なかなか我々高齢化してきて地域の法人化に疑心暗鬼の部分がありますので、昨日も浦大町では実際基盤整備の形の中で法人化ということで、町からも職員が来て、五城目八郎潟合併のやつで私も勉強してきましたけども、そこら辺で町としてリーダーとってもらわないと、5年といってもすぐだと思っております。そこら辺で今回質問しているわけで、法人とする場合でも要するにどういう形態の法人にするか、それは町としてきちんと面潟地区一日市地区とどうのこうのと、要するに個々の農家の意識もあるでしょうけども、どういう面積割合で法人化されていくのかというのを町としても口を入れていかないと、県とか補助金とか色々ありますので、企業と農業法人とは違いますので、そこら辺の事も念頭に入れて答弁していただきたいと思っております。要するに町がどのくらいの率で我々農村の中に入れてもらえるかということが大きな力となると思っております。そこら辺もう一度。

町長 島山菊夫 農業生産法人の育成ということですが、現在4組織がありまして、真坂地区に1つ、一日市に3つ、それからあと法人化されたものがありますけども、集落営農の皆さんにも指導が大事なわけでありまして、集積に関しては町でも難しい状態でありまして、いま県と共に4組の法人の皆さんに対しては色んな説明会開いております。そしてまた個人的にも指導をしている所でもあります。

3番 金一義 いま法人を新しく1つということで、現在組織されております営農団体と法人との中身というのはどういう感じに捉えているのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 只今の金さんのご質問の件でございますが、集落営農組合と2法人ありまして、株式会社法人と農事組合法人の1つずつであります。集落営農を立ち上げた時でございますが、5年後の法人化を目指してということで集落営農が組織されております。それで今年もですが、県と一緒に集落営農組合の皆さまの会合にお邪魔させていただきまして、今後の法人化について説明会等させていただいております。なお今後とも町も一緒に集落営農組合さんの法人化について支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

3番 金一義 課長にお伺いしますが、当初の集落営農をこれから増やすということだったんですけども、そうすると集落営農よりも一気に法人を増やすという感じでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問でございますが、集落営農を増やすということに変わりはありませんが、やはり法人もそうなんです、集落営農もやはり核となるべき人が必要なので、我が町の核となる人となれば、認定農業者の方々になってしまいます。そうすれば現在認定農業者の方々には法人化になれる方がたくさんおります。これについても集落の中でそれができるのかどうかということ、今後とも町の方でも考えていきたいと思っております。

3番 金一義 最近、農家が高齢化して、ほとんど委託農家が増えております。そういう中において5年後の農政改革という大きな改革がございます、こういうのを見据えた形で行政が

地域に入って手厚い指導をしていかないと、農地そのものが荒廃されるきらいがあるのではないか。あっちの田んぼは引き受けても、こっちの田んぼは引き受けない、そういう形が出てくるかも知れません。そういう場合は、現在よりも悲惨な状態になりますので、そこら辺を担当にお願いしておきます。

話したように我々農業者は、今まで懸命の努力により経済の発展と国民への食糧の供給に大きな役割を果たしてまいりました。稲作を基幹とする本町の農業政策には、大きな関心を寄せております。また疲弊する地方の不安は増しております。米政策には、産業振興と地域振興の側面があります。まだまだ国、県との調整があらうかと思いますが、我々農家が路頭に迷うことなく指導される事を切にお願いいたします。

町長 畠山菊夫 地域農業及び農村環境を守るためには、担い手育成が重要だと思っています。こういう部分にも力を入れていきたいと思っています。

3番 金一義

1番の質問をこれで終わらせていただきます。

質問2、台風18号における浦大町地域の防災の在り方と今後の対策は、ですが

今回発生した台風18号の被害の対応に対しては、役場職員、消防団員の皆さまには、大変ご苦労様でした。9月16日に発生した台風18号による被害は、全国的に大きな爪痕を残しました。本町にも猛烈な豪雨による被害が多数発生し、林道施設、林地の山腹崩落等、今回特に浦大町地域に土砂災害の被害が多数発生しております。幸い家屋などには大きな被害がありませんでしたが、一步間違えば大きな災害に発展するところでした。

また、土砂災害に伴う避難勧告を、15時10分に浦大町脇平地域に避難を呼びかけており、対象世帯は14世帯で40名とあり、浦大町コミセン・高岡コミュニティの2箇所計27人の方が避難されております。

今後、今回の被害を教訓にその被害箇所並びに浦大町地域の防災対策の見直しが必要と思いますが、今後災害のない安心安全を担保するために、どのような対策を町として考えておられるのかお知らせください。

町長 畠山菊夫

台風18号では、以前に報告のとおり浦大町地域に於いて民家の裏山が崩れる被害が出ました。当該個所の斜面は、秋田県が土砂災害法に基づく基礎調査により、「土砂災害特別警戒区域」に指定され、その斜面の下に広がる民家が位置する区域のほとんどは、「土砂災害警戒区域」に指定されております。

大雨が降った場合の対応としては、第一に気象庁の大雨警報や土砂災害警戒情報をもとに「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難命令」などの発令を講じて参ります。避難場所についても、一部の避難所が土砂災害警戒区域に含まれている所もあり、避難経路を含めた方策を今後検討して参ります。

ご指摘の今後災害のない安全安心を担保するためのハード対策については、県単急傾斜地崩壊対策事業や県単局所防災事業の事業採択も視野に、県や関係機関の協力を仰ぎながら、どの程度の総雨量までならどのような対策が可能か、または有効かを、今後十分な協議を重ねたいと思っております。

3番 金一義

これは9月24日の全員協議会で、町の方で報告しております。石塚地区の北嶋氏の裏山の崩落に対しては、早急に土砂除去をしていただきましてありがとうございました。ただ今回の補正で載っておったようですけども、そこは町単の工事なようで今後の見直し、年内中なのか教えてほしいと思っております。

それと合わせて、浦大町地区の小坂、豊坂、畑地の土砂が、今まで無かった上町地区の千葉昇氏宅の前に堆積している状態で、畑地の方は手をかけないとダメだという町の見方でありまして、そういう形で側溝等の改善、それと共に上町に畑地から側溝がきておりますけども、その側溝がすぐ溢れる状態が2箇所くらいあります。それは当局でも把握しておるようですが、そういう所の改良の計画と申しますか、手を加えた跡はありますけども、雨脚が昔より速いもので見直しと、後は副川神社から北嶋重光さんの所までの状態、現地を土留めしないと路上を水が流れる状態ですので、その辺の見直しなど、それと金さんの所の危険区域で前にも県の方でやっておったんですけども、この度の場合もそこから始めに危険だと発信きたわけですので、どのくらいの工事を県に要望しておるのか、雨降る度に手直しでなくて、ある程度きちんとした形でできるものか、そこら辺お知らせいただきたいと思っております。

産業課長 加藤貞憲 私の方から、真坂石塚の北嶋さんの裏山の工事の件について、説明させていただきます

ます。

本議会に、局所防災事業として工事請負費を計上させていただいております。この工事については年度内に行う予定ですが、町議会それから県議会の議決を経た後に、着手したいと思っております。

建設課長 吉田久壽 上町の畑地から流れる側溝の関係ですけれども、土砂の除去については建設課で行いました。今後、調査して上流側に砂防ダム等したいと考えております。

3番 金一義 そうすると副川神社からの道路の砂防ということですか。

建設課長 吉田久壽 そちらの件については、規模が大きくなりますので県と協議しながら調査したいと思っております。

3番 金一義 それと、これは簡単で結構ですけれども、県の防災課の発表によりますと、暴風警報の発令時刻は9月16日5時28分、大雨警報の発令は9時38分、洪水警報の発令は9時38分、土砂災害の発令は11時15分と、防災課からあります。今回本町でも、町防災行政無線エリア放送したわけですけれども、県の防災課の発令との関係は、どのように把握し発令してありますか。その辺お知らせください。

町民課長 小野良幸 本町の当日の避難等の発令の県との関係であります。当日の午前中の雨の降り方で役場の方に待機をしておりました。そして県の発表の、気象庁の発表なんです。大雨洪水暴風警報9時38分は周知してございました。当日の町の中の様子が、その警報の状況と私が感じた雰囲気と相当違っておりました。午前中の段階では、そういった災害が起きるとは予測してございませんでしたが、気にはしてございました。そうしてる所、昼過ぎに強く雨が降ってきて一気に土砂崩れになったということです。

3番 金一義 以上のことを鑑みながら、我々地域としては日々暮らしておるわけで、先程も話したようにやはり安心・安全が第一ですので、今回は大きな被害にならなかったけれども、人命第一でございますので滞りなく県なりと相談しながら、早急に手を加えていただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では第3問に入らせていただきます。

町の消防団組織の再編の必要の考えはないのか、ですが、台風18号における消防団員の皆さんの活躍には感謝申し上げます。本町も年々町内各地の高齢化に伴い、安心安全を消防団員の皆さまに守られて毎日を生活しております。本当にご苦労様です。団員の方々も年々高齢化が進み、各消防分団の体制の強化が重要であります。現実には地域に若い人がほとんどみられません。更には厳しい社会情勢のなかにおいて、仮に若い人がおったとしてもなかなか消防団員の充足を図ることが難しいのが現実ではないでしょうか。

消防団員募集のチラシ等の配布をして募集の努力をしておるようですが、各分団組織を現状のまま維持されていくのか、また分団の再編整備の必要がないのか、町長の考えをお伺いします。

町長 畠山菊夫 議員ご指摘のように、本町消防団員は減少の一途をたどっております。今現在、107人の定数に対し、12月1日現在の団員数は79名です。5年前と比較し8名、10年前とでは27名、20年前とでは47名が減少しております。

分団の数は、本部分団を除くと7分団が存在しておりますが、若手団員の確保が図れず、定年の65歳まで団員に留まらざるを得ない所もあります。現在の分団の構成人数は、最低で5分団の6名、最高で4分団の12名となっております。

町としては、分団数の数自体には固執しない考えであります。災害時には各分団が協力し合って対処しており、懸念されていた日中の火災への初期対応も、役場職員を中心に構成されている本部分団の充実により、不安が解消されつつあります。

消防団員募集や消防団協力事業所表示制度の周知による企業への理解・協力を仰ぐことによる消防団員全体の確保を図りつつも、特定分団の存否が危ぶまれた場合は、個々の分団の地元に対する消防力の考え方や意見を聴きながら、また運営事情にも考慮して、分団再編について考えていきたいと思っております。

3番 金一義 今は79名、7分団ということで平均すると1分団10名くらい、いざ有事という時はお勤めの関係とかで消防車そのものが稼働できない状態にあるのではないかと、そうい

うものも鑑みながら、もちろんこれは地域の消防でありますので、なかなか再編というのは厳しい課題かなど、地域に根ざした分団でありますので。けれどもそうすると団員の皆さんも非常に荷物が重くなる可能性がありますので、そこら辺も鑑みながら広い意味での再編があったらなど、一人一人に重責のかからないような形で、我が町は小さい町ですのでそういうことをみながら考えてもらえればと、常日頃考えております。

あともう一つだけお答え願えれば、消防団の施設の民間借上は何カ所ありますか。詰め所の土地です。

町民課長 小野良幸 浦大町1箇所です。

3番 金一義 やはり公共の場所なので、特に浦大町は団員が行っても車を止める場所が無いわけです。そこら辺を鑑みながら広い場所に移動できればと思いますので考えていただきたいと思います。

次に、4つ目ですけども、全国学力テストの成績公表解禁について町の考えは、ということをお願いします。

紆余曲折の歴史のある全国学力テストであります。2007年に学力低下の批判を受け、全国の小学6年生、中学3年生の全員におけるテストの再開を開始したとあります。

またテスト再開の意義として、1. 児童生徒の学力の状況が客観的に把握できる、2. 児童生徒の学力生活環境の関連が分析できる、3. 学校評価の判断基準のひとつになる、4. 子どもたちに教える学習内容の傾向ができる、などがあげられるとされております。

この度の文部科学省の発表によりますと、来年度より実施される全国学力テストについて、学校別の成績公表を市区町村の教育委員会の判断で認めることを承認するとあります。これは条件付きでありますけれども。

この結果を踏まえ、成績公表については、学校、父兄とで賛否両論があるようですが、公表については保護者の方々の賛成が圧倒的に多く、その反面、教育委員会の反対が多いとされております。2014年度より実施される全国学力テストの公表につき、本町の教育委員会ではどのような対応をとられるのかお知らせください。また公表されないと決めた場合、その理由もお知らせください。

教育長 江島廣 金議員のご質問にお答えします。

本町の場合、小学校1校中学校1校なので、地域で1校種数校抱えている地区と違い学校別がありません。公表についてはマスコミにありますように、公表の内容・仕方について、特に平均正答率の数値化したものに対しては、有識者からも憂慮される部分が指摘されております。

本町では、今までどおり検査結果から本町児童の実態を分析し、学校報などで弱かった項目の改善策、並びにさらに伸ばしてやりたい項目などの成果と課題、今後の学校の取り組みや実践などを町民にお知らせする形をとることを、小・中学校長と確認しております。

全国学力学習状況調査のほかに、この4日・5日実施された秋田県学力学習状況調査の結果についても同じような形でお知らせしてまいります。

3番 金一義 ありがとうございます。そうするとこれは個々の成績を網羅したものを、各ご父兄に、ということでしょうか。

教育長 江島廣 個々の成績を網羅したものではなくて、学校全体としてこういうところが弱い、項目たくさんありますので、この部分の項目については本町は非常に弱い、なのでここを改善するためにこういう施策をとりながら学習改善していきますよ、という内容のものであります。

個々の表につきましては、それぞれ各家庭に正答率の書かれたものがいけますので、全体にそれを示すことはありません。

3番 金一義 要するに過去の本町の教育というのは、教育長わかれるとおりの学力の高い地域でございました。そのためにも益々一生懸命頑張って子どもたちの成績を伸ばすように努力されることをお願いします。

以上、質問を終わります。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。

次に、7番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。

7番 伊藤秋雄 ご苦労さまでした。今回の一般質問の時間と許可を与えてくれたことに対し、お礼を申し上げます。The Last トリを努めることになりました。私の質問は2問ですが、当局に質問しているとおりですのでお願いします。

なお先程5番と3番さんからも色々な質問が出ております。私と同じ質問が出ておりますが、通告しておりますのでよろしく申し上げます。また町長が答えることができない場合には、担当課長に答えていただきたいと思っております。色んな政策について質問しますので、よろしくお願ひいたします。

将来へ向けての本町の農業政策について、質問いたします。

1970年代、減反政策、米の生産調整が始まりました。田んぼには米を作るな、田んぼは荒らすな、安い物は外国から輸入するなど、矛盾した政策の結果、農村は高齢化し、また後継者もなく耕作放棄地が増えました。

今後は5年後を目途に、生産調整・減反を廃止する政府案が、大筋で承認されました。米価や農業所得がどうなるのか、また食糧自給率の維持向上が図られるのか、先の見えない農業政策に不安を感じております。農家がもしもう一度踏ん張って頑張るといった、生産意欲が出るような政策を期待して質問します。

(1) 2014年度から米の生産調整(減反)に参加した農家に、作付面積10a当たり15,000円が支給されていましたが、この補助金が来年度から7,500円と半額以下になるという案が浮上し、決定したようです。本町ではこの補助金が半額以下になれば、経済面(税収)、例えば町税などにどんな影響がでるのか、このような農業政策に対し町独自の将来に向けた政策は考えているのか、答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えします。

米の直接支払い交付金については、10a当たり7,500円になると思われませんが、転作等に係る水田活用の直接支払い交付金、畑作物の直接支払い交付金などが、まだ見えておりませんが、米の直接支払いの24年度産米に係る補助金は、238名の方に、8千4百23万1千円が支払われておりますので、半額の約4千2百11万円が減額となることとなります。

税収については、経営体である農家個々の収入や経費、控除額等によるため、現段階での影響は把握できません。町としては、複合経営を奨励するための施策を模索し、農業経営体の強化や、農地の集積、高付加価値化を進めて参りたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 答弁ありがとうございます。今の町長の答弁の中では、今後の減少率といいますが、税収はまだ見通しが立たないといいますが、私は個々に考えると、来年度はまだいいと思います。ただ27年度以降は、半額になると思います。そういった面において町は、どういう見通しを考えていくか、それで私は「将来に向けた本町」という題名をつけました。

5年10年を見据えた政策がなければ、これからはどうなるのかなと感じております。そういった意味において、例えば先程金さんも言いましたが、本町の基幹産業である農業、中小零細農家が大半です。そういったものに対してどのようなことを考えているのか、もう一度お願いします。

町長 畠山菊夫 今回の国の政策というのは、突然出てきたりするわけですが、TPP交渉に参加する、農業関係者の不安を払拭するために、米の対策大綱を打ち出しているように思いますが、現状の減反廃止は、飼料米の加工あるいは流通体系の整備など、具体的な制度設定は図られておりません。理念だけが先行しているように思われます。

町単独の補助という形で今後どのようなものが必要かということは、今後も色々な関係機関と相談しながら、必要であれば進めていきたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 いま町長から補助ということが出ました。そこで私も色々考えました。町では4月から皆さんも知っているとおり消費税が8%になります。農機具や肥料も同じく上がります。そういった関係で、今まで町では航空防除は10a当たり30円助成しております。そういった関係でもっと手厚い零細企業の方でもいいから、農業資材や航空防除等は無料にできないものかなと感じております。農業資材も上がり米の収量も下がり農家は大変だと思っております。そういうところで町も基幹産業であるので航空防除は無料でできないものか、その点お答えをお願いします。

町長 畠山菊夫 航空防除協議会のお話し出しましたけども、確かに基金はあります。今の予算内ではで

きると思います。ただ、いま有人から無人になり、経費が嵩んでおります。防除運営協議会がございますので、そういう方々の意見もお聞きしなければいけないので、今後の課題として捉えていきたいと思っています。

7番 伊藤秋雄 いま今後の課題ということですが、なるべく助成してもらえればありがたいと思いますので、その辺り町長にお願いしておきます。

それから政府は今回、農地中間管理機構を都道府県に設置するというので、もう地方に流しているわけです。そういった面において、小規模農家から農地を借り、集約するようなシステムだと思いますが、これは農水省では2014年度から運用活用するというので、約139億円が概算要求に出されております。そういったお金が出てくると思いますが、政府は一昨日の新聞で、10年間で全農地の8割を大規模農地に集約する考えです、と大きく見出しが出ております。そういったことで本町の小さい農地の集約、農業委員会でも話は出ておりますが、町当局はこういった活動にどう対応していくのか、その辺をよろしく願います。

産業課長 加藤貞憲 伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。農地の中間管理機構の件ですが、実は本日、担当者が県の説明会に出席しておりますが、農地の中間管理機構は小さな農家を集めるということではなくて、担い手がない、高齢になって農業の継続ができない、そういう方々がいらっしゃった場合に、担い手である人たちに委ねるために相手を指名しないで、自分の農地を登録するような形になります。

受け手の農家は、国に対して受け手である要望書、いわゆる公募方式でありますのでそのようになります。我が町の農家の方は、非常に真面目できれいな仕事をなさってる方多いですので、やはり自分の田んぼがどのような方に使われるのか、例えば肥培管理の悪い農家の方がいれば、そのような方には委ねたくないという方が多くおります。そのような場合は、町で現在行っております利用集積計画で進めていってほしいと思います。

なお今後、小さな農家の方でも複合経営を目指したやり方もございますので、町もそれを支援していきたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 次に町長に質問します。今後の我が町の、秋田米ブランド、それから需要シェアマーケット、また農産物の販売ルートをどのように考えているのか、お聞きいたします。

町長 畠山菊夫 町が直接売るということはできないわけで、法人関係の皆さんに指導することはできませんけども、この点をご理解いただきたいと思います。

7番 伊藤秋雄 それはわかっています。ただ、いま町長が答えたとおり法人化の人や色々な農家の人が販売してると思っています。そういったものを把握しながら、町もバックアップしてやってもらいたいので一応聞いたわけです。

次に、私は県外の農産直売所などをよく覗くことがあります、農業に従事している女性たちの元気な奮闘ぶりが目につき、農産物の生産から加工、農家民宿、農家レストランなどの分野で、女性の力を発揮しております。また、農業所得の向上にもつながっております。そういった意味において、地域の活性化の原動力ともなっております。

県の農村女性起業活動実態調査によると、農産物の直売、加工、農家民宿、農家レストランなど、716団体が活動しており、販売額は57億2千万円とありました。本町では、大道ガレージがありますが、女性のやる気を引き出し育てていく支援や工夫が求められていると思いますが、町長はこの点に対してどう考えているのか。

町長 畠山菊夫 6次産業化の育成については、一農業者が単独で行うことは非常に難しいと思われませんが、意欲ある農業者や農業生産法人に対して、県の指導を仰ぎながら進めて参りたいと思います。

町では、未来づくり協働プログラムにおける、駅前にぎわい・ふれあい・元気プロジェクトに於いて、軽トラ市や物産販売を行い、産直への道筋を付けるべく計画を進めております。

7番 伊藤秋雄 答弁では前向きに進むということで、大変ありがたいと思います。農水省は今回6次産業に約10兆円増加しております。以前、私たちの町でも、浦大町のイチジク果樹生産組合がありました。これも害虫被害で止めておりますが、そのイチジク羊糞は八郎潟町の名産になっております。

また現在は皆さんも知っているとおりに高齢化が進み、アイガモ生産組合は現在1名で進めております。米の消費のたまこもちやネギなどの野菜を入れてやっております。そういった6次産業を今後もう少し力を入れてもらいたいものだと感じております。

それからもう一つ、耕作放棄地に今現在イチジクを植えている人もおります。イチジクは大変需要が多いと聞いておりますが、そういうところで町の将来を色々考えていく必要があるのではないかと思います、その点をお願いします。

町長 畠山菊夫 生産、加工、販売の6次産業は大事だと思っております。いま現在法人運営されております皆さんが、これから意欲的にやられる計画もあるようですが、イチジクは私も勉強不足でわかりませんので、これから勉強したいと思っております。

7番 伊藤秋雄 参考までに、真坂地区で植えております。それで市場に出荷しておりますが、大変需要があるそうです。そういうところもまた考えるべきではないかと感じておりますので、よろしくをお願いします。

それから、この前の全員協議会の時に、11月26日の時に提案しましたが、空き家バンク制度を考えたかどうかと言ったことがあります。というのは、例えば都会から田舎体験農家民宿というのが全国色々あります。またつい最近、我が町でもグリーンツーリズムのような農家体験民宿などの勉強会がありました。そういうことで田舎の農家体験民宿などを企画実行すれば、人口の減少に歯止めがかかると思います。また、町には多少なりとも収入が入ってくると思います。

そういった意味において町外や都会から訪れる人との交流も広がると思いますが、この事業に対して町長はどう考えてるのかお答えをお願いします。

町長 畠山菊夫 ご質問にないこと色々きてますけども、空き家バンクは、本当にやりたい事業の1つでございます。できればNPOの立ち上げ、そのリーダー的な人がいてくれたらなと思っております。受入の年代層もございますけれども、伊藤議員さんおっしゃるとおり、色々な面で良い方向に繋がると思いますので、これから一生懸命頑張っていきたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 空き家バンクの方は通告になかったが、田舎農家体験民宿ということで提案したことで、空き家バンクに登録するところもありますよ、ということで全国に発信できると思いますので、前向きに進めてもらいたいと思っております。

次に、本町の将来に向けた持続可能な農業を実現するためには、担い手の確保が最重要課題であり、若者の新規就農者を増やすことだと思っておりますが、本町ではどう進めているのか答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 新規就農者を迎えることが大事なことで考えておりますが、農業政策の変更により、なおさら厳しい状況になると考えております。後継者育成を先んじて進めていきたいと考えております。

今年度、県が開設する「未来農業のフロンティア研修」に1名の後継者の方が受講しております。浦大町でも、農業生産法人が新たに設立され、地域農業の担い手となるべく活動を開始しております。このような流れを、今後とも支援していきたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 前向きに考えるということで、この件に対しては質問いたしません。

次に、4つ目の、5年後の2018年度を目途に半世紀で廃止する。減反に参加した農家に支援された10a当たり1万5千円の定額補助金が7千5百円になり廃止と、主に補助金もなくまた主食米から飼料米、日本型直接支払を創設しています。農地を守る取り組み、農地の維持支払、また農村環境を良くする資源向上支払の2種類となっている。

今年度から転作飼料米は、収量に応じて10a当たり5万5千円から10万5千円の補助金を支払うとあるが、本町の農業政策はどう考えているのか。また14年度産米の本県の生産目標は3%減で決まったようですが、本町の減反率、生産目標はどうなるのか、答弁をよろしくお願いします。

町長 畠山菊夫 先月の29日に、農林水産省が各県の生産目標数量の発表をしまして、本県は前年比3%減となり、過去最高の転作率、県平均40.5%となります。

県では、12月下旬に各市町村に配分公表の予定となっておりますが、昨年まで毎年

行われておりました市町村間の較差是正は、政策の大きな変更もあり、26年産米については据え置くことに決定しておりますので、本町は県平均値より低くなると見込まれます。

7番 伊藤秋雄 この件に対しても5番さんが質問しておりますのでちょっと控えたいと思います。農家に配分されるのはいつ頃ですか。

産業課長 加藤貞憲 いま町長がお答えしましたが、12月の下旬に町に報告があります。それを受けて1月に地域農業再生協議会で報告をいたします。その後になりますので1月中になると思います。

7番 伊藤秋雄 それから先程言いましたが、いま農水省は農道や水路の維持補修、草刈、リース代など農地維持支払とあります。それから農村環境の資源を良くする、資源向上支払と2つの事業がこれから出てくると思います。そういった面において今まで事業を行っていた、農地・水環境保全型と似通った事業であると思いますが、それとは全く違った土地改良区事業になるのか、その点を教えてもらいたいと思います。

町長 島山菊夫 ちょっと補足させていただきます。現行水路は本町では農地・水保全管理支払について6団体分の活動の支援交付金4百4万9千円、今年度当初予算で措置しております。来年度からは新しく創設される日本型直接支払制度、これ二本立てとなっておりますけれど、1つ目の農地維持支払は、農業者等で構成される活動組織が行う水路の泥上げや、農道の草刈等の基礎的保全活動を支援するものです。2つ目の資源向上支払は、現行の農地・水保全管理支払を名称を変更したもので地域住民を含んだ活動組織が展開する幅の広い活動を支援するものとなっております。

これらの2つは同時に取り組むことも可能で、この場合の支払金額は10a当たり田んぼが1千円増の5,400円、畑が640円増の3,440円、草地在り90円増の490円となります。

以上が日本型直接支払制度、多面的機能支払の概要でございます。

7番 伊藤秋雄 これは集落的な所にくるのか、それともまた別の土地改良区事業になるのか、その点についてお願いします。

産業課長 加藤貞憲 伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。現行の農地・水保全支払は、集落というものに留まらず土地改良区の、例えば八郎瀧土地改良区は川口、夜叉袋、真坂地区と3つに分かれるわけですが、そういう一区切りの部分部分での取り組みでもよしであり、それから町内会単位での取り組みでもよいということになっております。それと今回新設される農地維持支払については、農業者等で構成されるということでご説明がありました。農業者等で構成されるということであれば、我が町でいう生産組合単位でも可能、ということによって現在のところ判断しております。

7番 伊藤秋雄 この事業に対しては、農家への説明はいつ頃ですか。

産業課長 加藤貞憲 たぶん国の正式決定がないうちは説明できないと思います。というのは、農地・水保全管理支払の時もそうでしたが、国の予算要項等が全部決まるのが3月末でした。それから4月中旬に申請書を提出するというので、非常にバタバタした経験がございます。今回もそれに準じるほど日程が過密になると思っておりますので、国の政策が決まり次第、説明会等行いたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 ありがとうございます。次に移ります。

第2問、想定外の災害時周知徹底について、質問いたします。

今年は豪雪の被害、温暖化によるフィリピンを襲った巨大な台風、死者は推定1万人、住宅や建物、約70%~80%が破壊されました。また国内では猛暑で多くの人々が熱中症になったり、これまで経験したことのないような豪雨となり、また各地で竜巻が発生し、家の屋根が吹き飛ばされるなど被害がたくさんありました。

一方では東日本、西日本、九州南部で記録的な小雨となるなど、数年に一度の極端な気象現象となっております。

そこで1問として、町民の生命を守るため、安全安心な町を作るため、災害時の情報収集や連絡体制の強化、豪雨や竜巻などの避難勧告の発令基準の設定対応は考えている

のか、答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 災害時の情報収集や連絡体制については、平成23年3月修正の八郎潟町地域防災計画の中で、台風等の風水害と地震災害の2種類に大別しながら、それぞれ「災害対策本部」、「災害警戒対策部」、「災害警戒対策室」などの活動体制計画の中で位置付けをし、その設置基準、業務内容、構成員を定めております。また、動員基準や指示の伝達システムを動員計画として定めております。

避難勧告についてですが、土石流に対しては、前日までの総雨量に応じた当日の時間経過の降雨量を基準に、気象庁が発表する大雨警報や記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの防災気象情報、及び現場の状況を総合的に判断して対処することとしております。

豪雨や竜巻、地震に対する避難勧告の発令基準は設定されておられません。豪雨の場合は、河川の氾濫危険水位や市街地の内水の氾濫状況、気象庁発表の今後の予測降雨量などを総合的に勘案したうえで、避難勧告の発令を行うこととしております。

竜巻については、気象庁が発表する「竜巻注意情報」や、今にも発生する可能性のある地域の詳細な分布を記した「竜巻発生確度ナウキャスト」の情報を町民に伝達してまいります。

大規模地震にあつては、「Jアラート」全国瞬時警報システムにより、町防災行政無線を通じて地震の発生が放送される仕組みとなっておりますが、時間的に避難勧告の発令に至ることができません。

7番 伊藤秋雄 例えば竜巻注意情報ですが、これは気象庁の発表は何月何日何時何分、何々地区で竜巻など激しい突風が発生しやすい気象条件になっております。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など、積雷雲が近づく兆しがある場合は、頑丈な建物に移動するなど、安全確保に努めて下さい。落雷・雹・急な強い雨にも注意してください。と気象庁で発表しております。

そういった時に本町では誰がみているのか、それをみた場合誰に連絡をし、誰が指揮をとって情報を流すのか、そういったマニュアルはできているのでしょうか。

町民課長 小野良幸 伊藤議員さんの質問にお答えいたします。気象庁のデータにつきましては、秋田県総合防災情報システムにより、衛星放送で本町に FAX 送信されます。日中であれば、私ども町民課が情報を読みまして、それに基づいて、先程町長の答弁の中で「竜巻発生確度ナウキャスト」という言葉がございましたが、これは1平方キロメートルの面積を竜巻が起こる可能性がある確率を2段階に表示して地図上に表示したのですが、それをみまして本町に確率の高いものが来ているかを確認してまいります。確認できた場合には、防災無線等でお知らせしていきたいと思っております。

先程の防災計画ですけれども、23年3月の大震災前に作られたものでして、その後、大震災及び豪雨等の被害が頻繁に出てまして、秋田県ではその修正作業を行って、まもなく完成の予定ですけども、本町におきましては来年度、県の計画を考慮して町の修正版を作っていくしたいと思います。その中で情報伝達等についても、改めて詳細に考えていきたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 ちょっと聞き違いがあるかと感じておりますが、被害情報収集の結果、マニュアルがあると思います。その時に誰が一番先に受けるのか、そして誰がその連絡をするかなど、誰が指揮をとるのか、それを受けて誰が情報を発信するか、そういうマニュアルは町ではできていますか。

町民課長 小野良幸 防災計画の中で、それはうたっております。

7番 伊藤秋雄 例えば我が町では防災無線が32箇所あります。それを聞いていますと、はっきり言ってわかりません。チャイムだけはキレイに聞こえます。最後の言葉と。そういった意味で本当に町民に有効に活用されているのか調査したことがありますか。

そういうことで万が一の災害時の周知徹底は必要だと思いますが、防災無線について本当に有効に活用されているのか、お願いします。

町民課長 小野良幸 只今のご質問ですが、今年度は調査を行っておりません。しかしながら今のデジタル防災無線の設置をした後に、地域的に聞こえづらいといった町民の声があつて、少し前に調査したことはあるそうです。

この防災行政無線につきましては、今年のような豪雨の際には町民全域に伝わることの不安は感じております。

- 7番 伊藤秋雄 私もそのとおりだと思っております。町民からも聞いております。消防からでもありますが、ゆっくり音声も高くしてもらいたいと感じておりますのでよろしく願います。これは答弁いいです。
それから、最悪の場合避難勧告が出た時、避難路の確保、高齢化が進んでおりますので要介護者の対応策、これらも必要だと思っておりますが、こういったものはどのように進めているのか説明をお願いします。

町民課長 小野良幸 避難路の確保でございますが、災害の発生した場所に応じて様々な変化が出てくると思います。今年の秋の台風18号、浦大町の避難勧告の際には、山から逃げる道路にも水が溢れてきて、高齢者の皆さんが避難するには大変であったのかなと思います。今後浦大町につきましては、避難所が土砂災害区域に入っておりますので、避難経路、避難所を含めて十分に検討していきたいと思っております。

福祉課長 落合智 補足して申し上げますけれども、福祉課において災害時の要援護者避難支援事業というのがございます。今の所、高齢者や障害を持つ方々、災害時に一人では避難できない方々への対応というかたちで、そういう風な制度を作っております、その登録者は94名ということで、その方々一人に対して3名程の支援者を設けております。そういった方々におきまして、事前に避難をする場合につきましては誘導してもらうというシステムを作っております。

- 7番 伊藤秋雄 時間も迫ってきたようですので第2問に移ります。
自助・共助・公助など本町の災害ハザードマップには、災害時の避難についての心構えが詳しく記載しておりますが、マグニチュード8.7程度の地震が、積雪した真冬の深夜に発生した場合、町ではどう対応するのか。
また9月15日、三重県宮川で総雨量575.5ミリ、奈良県上北山で542.5ミリ、10月16日東京都大島町では、台風がもたらした湿った空気の影響で、1時間に100ミリ、24時間で800ミリ以上の大雨となりました。仮に本町でこのような大雨が降った場合、どんな被害がおき、どんな想定外になるか想定したことがあるかお願いします。

町長 畠山菊夫 マグニチュード8.7程度の地震が、積雪した真冬の深夜に発生した場合の町の対処ですが、県が今年8月にまとめた「秋田県地震被害想定調査」によりますと、本町にとって一番被害が大きいとされる地震は北由利断層と連動した秋田市山間部を震源とするマグニチュード7.2震度6強の「天長地震」であります。真冬の午前2時に地震が発生した場合、全壊棟数918戸、半壊棟数1,285戸、死者数48人、負傷者数268人、4日後退避者数2,675人の被害を想定しています。
地震が発生した場合は、町としては安全な避難所に町民を避難させることが第一の対応となります。ちなみにマグニチュード8.7の地震は、秋田県が独自に想定した日本海域3連動型地震のことだと思いますが、震度は6強で天長地震と変わりませんが、被害状況は天長地震に比べ若干少ないものと想定されております。
何百ミリもの降雨による被害ですが、町では想定したことはありません。馬場目川が万が一決壊した場合、決壊しなくても堤防から大雨が溢れ出て市街地に流入した場合、河川から市街地に水が溢れ出なくても、市街地の内水が外へ排出できない場合、などの想定のもと、その被害状況は大きく変わってくるものと思います。しかしながら、これまでの本町の被害状況を考慮すると、市街地の内水による被害だけでも、河川近くの海拔が低い土地では、相当数の床上浸水があるものと考えております。

- 7番 伊藤秋雄 次に進んでいきます。本町のハザードマップに、1、2、と質問がかち合っておりますが、温暖化による過去に経験したことのない想定外、数十年に一度の気象現象の対応をきめ細かく記載することや、土砂災害危険箇所に関する住民への周知徹底、危険箇所への看板の設置などを考えておるのか、答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 本町のハザードマップには、50年に1回程度の大雨として2日間総雨量が197ミリの降雨があった場合に、馬場目川堤防が決壊した場合の氾濫状況を記しております。これを超えた雨量があった場合のいわゆる想定外の災害時については、現時点では被

害がどこまで拡大するのか不透明な状況ですので、ハザードマップへの記載は不可能な状況です。

馬場目川水位が氾濫危険水位を上回る場合は、降雨の状況に応じ、小中学校などへの安全な場所への避難勧告を早めに発令する対応をとりたいと思います。

土砂災害については、土砂災害防止法に基づき秋田県が被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施しており、三倉鼻、浦大町、真坂地区に「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険箇所」などの危険性がある区域が、多数存在する結果が報告されております。今月25日に県と町の共催で、危険区域住民に対し、看板設置を含めた周知説明会の開催を計画しております。

さらに、今年9月の台風18号では、浦大町地区へ避難勧告を発令したものの、避難された住民が少人数であったことを踏まえ、危険性や避難場所などの周知について、町内会総会等の集会の場に町職員が赴いて説明を行う予定です。

7番 伊藤秋雄 4番に移ります。例えば五城目町では、高齢者世帯に対して除雪のサービスを充実しております。利用時間も1時間300円から200円に、引き下げております。北秋田市では、福祉の除雪事業、高齢者から中学以下の子どもがいる母子家庭、父子家庭にも、費用の4割上限を市が負担しております。また大仙市では、除雪情報提供システムを導入しております。秋田市では高齢者世帯を対象に、除雪サービスの自己負担300円を週1回から2回に増やしております。また市民税非課税の高齢者世帯と、障害者世帯の屋根の除雪料を、豪雪時に限り補助する。また県では豪雪地帯対策基本計画とともに、計画の実現に向けたアクションプログラムを近く策定するとありますが、本町の取り組みはどうかをお願いします。

町長 畠山菊夫 秋田県で策定した豪雪地帯対策基本計画は、豪雪地帯における総合的な振興施策を推進し、地域の活性化と住民生活の向上を図ることを目的としており、施策の実現を図るためアクションプログラムがつくられております。

その一つに地域支え合い体制の強化があり、ボランティアネットワークの構築など、日常的な支え合い活動の体制づくりを進め、安全・安心な生活の確保を図るとともに、安全な除排雪の普及啓発に努めることとしております。

具体的には、ボランティア活動及び雪処理の担い手の育成・確保。秋田県除雪支援ボランティアネットワークの強化。除排雪作業中の安全対策の普及啓発などがあります。本町については、高齢化の進行とともに、除排雪ができないことによる、支援が必要な世帯が増えている状況にあります。現状の対策としては、社会福祉協議会職員によるボランティア除雪やシルバー人材センターの有料による除排雪、他には民間事業者による屋根からの雪下ろしや除排雪などがあります。

また、町では「くらしの安心サポート事業」による小型除雪機3台の貸付事業などがあります。

しかしながら、一番の支援は地域で暮らす方々による互助による助け合いによる支援と考えております。援助が必要な世帯の雪寄せや排雪を地域の方が率先ボランティア活動を行い、安全・安心して生活ができていく地域。この助け合いこそが一番の雪対策と考えております。

町といたしましては、雪寄せのボランティア組織の育成や互助による助け合いの強化が重要と考えており、町内会組織の互助による助け合いや、除雪機材を持っている町内会との連携による除雪活動、あるいは町の機材と地域の支援による除排雪活動などによる支援活動を社会福祉協議会と協働で進めたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 時間も迫ってきましたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。
私は農業に関しては、私も農業をしておりますので、やはり手厚い政策、また防災に関しては町民の安全安心を守るためにも町行政がしっかり対応してもらいたいと思っておりますので、今後もよろしく申し上げます。どうもありがとうございます。

議長 三戸留吉 これにて、伊藤秋雄君の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終わります。
これより、各常任委員会を開いていただきます。明日13日は、午後3時より本会議を開きます。
本日の会議は、これを持って散会いたします。どうもご苦勞様でした。

(午後3時18分)

平成25年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第3日目 平成25年12月13日（金）

議長 三戸留吉 皆さん、ご苦労様です。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開会いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案及び請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 （総務産業常任委員会委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長 金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 （教育民生常任委員会委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 ないようですので、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 ないようですので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
なお討論は、反対討論から行いますので討論がある場合は、挙手の上、反対、賛成を述べた上で、議長の許可を得てからお願いいたします。
日程第2、議案第51号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第51号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第3、議案第52号 八郎潟町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第52号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第4、議案第53号 八郎潟町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第53号について、委員長の報告は可決であ

ります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に日程第5、議案第54号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)については、お手元に配付しておりますとおり、加藤千代美君他1名から修正動議が提出されております。これを本案と合わせて議題とします。提出者の説明を求めます。

5番 加藤千代美 提案理由であります。

議案第54号 平成25年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)に対する修正案であります。駅前にぎわい・ふれあい・元気プロジェクト事業については、町民の意見を広く聴取し意見を深め、八郎潟町の基本構想及び都市計画マスタープランとの整合性を深め、継続審議することが望ましいと考えますので、この事業に関する全ての予算を削除するものであります。

修正案の内容ですが、第1条中、歳入歳出にそれぞれ追加する額「213,455千円」を「21,705千円」に、歳入歳出予算の総額「2,763,796千円」を「2,572,046千円」に改める。第2条を削除する。第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。歳出の2款、総務費1項、総務管理費から未来プロジェクト事業に係る予算、191,750千円を減額し、歳入ではその財源であります18款繰越金から20,650千円、20款町債から171,100千円を減額するものであります。第2表地方債補正を削除する。

以上であります。次のページ以降に補正予算修正に関する説明として、歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 三戸留吉 只今の修正に対して質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

町長 畠山菊夫 ちょっと説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 三戸留吉 休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 三戸留吉 再開します。只今の修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。修正案に対する質疑を終わります。討論を行います。原案と合わせて討論ありませんか。討論なしと認めます。採決します。本案に対する、加藤千代美君他1名の提出された修正案について採決します。本修正案に対する賛成の諸君の起立を求めます。
(起立少数)

議長 三戸留吉 起立少数であります。よって議案第54号に対する修正案は、否決されました。次に修正案が否決されたので、原案について採決します。議案第54号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって議案第54号は、原案どおり可決されました。次に日程第6、議案第55号 平成25年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第55号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第7、議案第56号 平成25年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第56号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第8、議案第57号 平成25年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第57号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第9、議案第58号 平成25年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第58号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第10、議案第59号 平成25年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第59号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第11、議案第60号 平成25年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第60号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第12、請願・陳情について、討論、採決します。受理番号第10号の陳情について討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。次に、受理番号第11号の陳情について討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。

受理番号第11号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第11号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第12号の陳情について討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第12号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第12号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第13号の陳情について討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第13号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第13号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第14号の陳情について討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第14号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第14号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第15号の陳情について討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第15号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号第15号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第16号の請願について討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第16号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第16号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に日程第13、議案第61号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同

意を求めることについてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

- 町長 畠山菊夫 提出議案の概要について、ご説明申し上げます。
議案第61号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
固定資産評価審査委員会委員の櫻庭正男氏は、平成25年12月25日をもって任期満了になりますので、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。
櫻庭氏は、人格・識見も高く、管理建築士の資格もあり、固定資産評価審査委員会委員として理解ある者として提案するものであります。
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。
- 議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。起立採決としたいと思いますが、いかがですか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 日程第13、議案第61号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって議案第61号については、同意することに決定いたしました。
次に日程第14、議案第62号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程します。江島教育長、退席願います。
(江島教育長退席)
- 議長 三戸留吉 提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫
議案第62号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員の江島廣氏は、平成25年12月31日をもって任期満了になりますので、引き続き教育委員としてお願いいたしたく 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものであります。
江島氏は教職員としての勤務も長く、人格も高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者として提案するものです。
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。
- 議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。これも起立採決としたいと思いますが、いかがですか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 日程第14、議案第62号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第62号については、同意することに決定いたしました。
(江島教育長入場)

議長 三戸留吉 次に日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の工藤常子氏は、平成26年3月31日をもって任期満了になりますので、引き続き人権擁護委員としてお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。
工藤氏は教職員としての勤務も長く、人格・識見も高く、広く社会の事情に通じ人権擁護について理解を有する者として要件を十分満たしていると思われまますので、推薦に当たって諮問するものであります。
よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。これも起立採決としたいと思いますが、いかがですか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって諮問第1号は、原案どおり推薦することに決定いたしました。
以上、今定例会に付議された案件はすべて終了しました。
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後3時45分)